

令和5年11月定例会

(2023年)

市 議 会 議 案

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第32号	吹田市開発ビル株式会社の経営状況について	5	-
報告第33号	訴えの提起に関する専決処分について	19	-
報告第34号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	21	-
報告第35号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	23	-
報告第36号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	25	-
議案第92号	吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	27	5
議案第93号	吹田市立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	33	11
議案第94号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	37	17
議案第95号	吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43	35
議案第96号	吹田市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45	37
議案第97号	吹田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	47	39
議案第98号	吹田市立学校条例の一部を改正する条例の制定について	49	43
議案第99号	吹田市立教育センター条例の一部を改正する条例の制定について	51	51
議案第100号	吹田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53	53
議案第101号	吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	55	57
議案第102号	吹田市障がい者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について	57	61
議案第103号	(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)請負契約の締結について	59	65
議案第104号	吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の締結について	61	77
議案第105号	本庁舎改修工事(建築工事)請負契約の一部変更について	63	81
議案第106号	本庁舎改修工事(電気設備工事)請負契約の一部変更について	65	83
議案第107号	本庁舎改修工事(機械設備工事)請負契約の一部変更について	67	85
議案第108号	佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の一部変更について	69	87
議案第109号	吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について	71	89
議案第110号	公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について	73	91
議案第111号	吹田市民プールの指定管理者の指定について	75	93
議案第112号	吹田市立内本町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	77	99
議案第113号	吹田市立亥の子谷デイサービスセンターの指定管理者の指定について	79	103
議案第114号	吹田市立藤白台デイサービスセンターの指定管理者の指定について	81	107
議案第115号	吹田市立岸部中グループホームの指定管理者の指定について	83	111
議案第116号	吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定について	85	117
議案第117号	吹田市第4次総合計画基本計画改訂版の策定について	87	121

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第118号	令和5年度吹田市一般会計補正予算（第6号）	141	231
議案第119号	令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	173	261
議案第120号	令和5年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）	181	263

報告第32号

吹田市開発ビル株式会社の経営状況について

吹田市開発ビル株式会社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告します。

令和5年11月28日

吹田市長 後藤圭二

令和 5年11月15日

第 47 期
事業報告書

吹田市開発ビル株式会社

事業報告書

Ⅰ 事業の成果

第47期（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の事業の概況を報告します。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制限が緩和され、景況感の緩やかな回復の動きがみられたものの、ウクライナ情勢は長期化し円安傾向が続いたことから、エネルギー価格の高騰と物価上昇は収まらず、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経済環境の下、引き続き事業の堅調な推移に努めましたが、不動産の賃貸及び駐車場の経営について前年度並みの業績の確保にとどまりました。

なお、次事業年度の当初に契約期間が満了する吹田さんくす2番館の核テナントについては、当事業年度中に、賃貸借期間を6年間延長することで合意しました。

当事業年度における営業収入は717百万円で、対前年度比2百万円の増収です。

このうち、受取賃貸料収入は552百万円で、対前年度比4百万円の減収です。

また、駐車場収入は119百万円で、対前年度比1百万円の増収、管理手数料は23百万円で、対前年度比4百万円の増収です。

営業原価は102百万円で、前年度並みとなりました。

販売費及び一般管理費は407百万円で、対前年度比3百万円の減少です。

営業利益は209百万円で、対前年度比6百万円の増益です。

税引き後の当期純利益は、122百万円を計上しています。

当事業年度末現在の資産合計は7,792百万円で、対前年度比366百万円の減少です。

これは、固定資産を減価償却したことが要因です。

短期借入金は前年度末から173百万円減少し、1,068百万円まで削減しました。

当社は、引き続き財務体質の改善を進めるために、当事業年度における剰余金の配当は、無配といたします。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

2 会社の概況（令和5年9月30日現在）

（1）主な事業内容

ア 不動産の賃貸及び管理 イ 駐車場の経営

（2）業績の推移

（単位：千円）

区 分	第44期 令和元年度	第45期 令和2年度	第46期 令和3年度	第47期 令和4年度
売 上 高	754,012	743,737	714,843	717,128
当 期 純 利 益	123,582	125,766	116,810	121,808
1株当たり当期純利益	617円91銭	628円83銭	584円05銭	609円04銭
総 資 産	7,969,634	7,897,533	7,827,784	7,791,861

（3）株式の状況

ア 発行可能株式総数 800,000株
 イ 発行済株式の総数 200,000株
 ウ 株 主 総 数 8名
 エ 株 主

株 主 名	持株数	持株比率	当社株主への出資状況
吹 田 市	82,000株	41%	0株
アサヒビール株式会社	26,000株	13%	0株
大阪ガス株式会社	26,000株	13%	0株
株式会社MBSメディアホールディングス	26,000株	13%	0株
株式会社三菱UFJ銀行	10,000株	5%	0株
株式会社三井住友銀行	10,000株	5%	0株
株式会社りそな銀行	10,000株	5%	0株
北おおさか信用金庫	10,000株	5%	0株
合 計	200,000株	100%	0株

(4) 従業員の状況

区 分	男 子	女 子	合 計
従業員数 (人)	6	2	8
平均年齢 (歳)	46.83	49.00	47.38
平均勤続年数 (年)	11.83	27.50	15.75

(5) 借入金

借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式数
株式会社三菱UFJ銀行	265,150,000 円	10,000 株
株式会社三井住友銀行	265,150,000 円	10,000 株
株式会社りそな銀行	268,900,000 円	10,000 株
北おおさか信用金庫	268,900,000 円	10,000 株
合 計	1,068,100,000 円	40,000 株

(6) 当該事業年度における取締役及び監査役

役 名	氏 名	主な職業
代表取締役社長	辰谷 義明	吹田市 副市長
常務取締役	羽間 紀雄	
取締役	村上 博之	
取締役	清水 康司	吹田市 都市計画部長
取締役	東 真吾	アサヒビール(株) 吹田工場 総務部長
取締役	田中 雅人	大阪ガス(株) 大阪北部地区統括支配人
取締役	三澤 肇	(株)MBSメディアホールディングス 総務局長
監査役	柳瀬 浩一	吹田市 下水道部長
監査役	上田 康雄	北おおさか信用金庫 吹田支店長

予定損益計算書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
(営業損益の部)	
営業収入	709,706
営業原価	102,492
販売費及び一般管理費	430,971
営業利益	176,243
(営業外損益の部)	
営業外収益	641
受取利息他	6
雑収入	635
営業外費用	19,562
支払利息	19,562
経常利益	157,322
税引前当期純利益	157,322
法人税、住民税及び事業税	58,150
当期純利益	99,172

第47期

(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)

計 算 書 類

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
及び個別注記表)

監査報告書謄本

令和5年10月27日

吹田市開発ビル株式会社
代表取締役社長 辰谷 義明 様

監査役

柳瀬 浩一

監査役

上田 康雄

私たち監査役は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの第47期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第26条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

貸借対照表（年次実績比較表）

（令和5年9月30日現在）

（単位：円）

科 目	前 年 度	当 年 度	増 減
（資産の部）			
流動資産	421,433,737	439,490,548	18,056,811
現金・預金	350,364,385	369,745,891	19,381,506
未収入金	24,889,308	26,147,004	1,257,696
前払費用	39,228,730	38,369,969	△ 858,761
仮払金	7,100,314	5,383,684	△ 1,716,630
貸倒引当金	△ 149,000	△ 156,000	△ 7,000
固定資産	7,406,350,741	7,352,370,361	△ 53,980,380
有形固定資産	7,374,736,288	7,324,171,031	△ 50,565,257
建物	1,750,712,673	1,669,088,525	△ 81,624,148
建物付属設備	125,180,024	156,244,069	31,064,045
工具器具備品	47,306	42,152	△ 5,154
土地	5,498,796,285	5,498,796,285	0
無形固定資産	702,330	702,330	0
電話加入権	702,330	702,330	0
投資その他の資産	30,912,123	27,497,000	△ 3,415,123
出資金	100,000	100,000	0
差入保証金	27,397,000	27,397,000	0
長期前払費用	3,415,123	0	△ 3,415,123
資産合計	7,827,784,478	7,791,860,909	△ 35,923,569
（負債の部）			
流動負債	1,364,418,750	1,198,718,153	△ 165,700,597
短期借入金	1,240,600,000	1,068,100,000	△ 172,500,000
未払金	28,574,156	27,309,437	△ 1,264,719
未払費用	0	863,361	863,361
前受収益	53,286,576	53,859,184	572,608
預り金	1,054,645	1,792,729	738,084
未払法人税等	27,617,600	34,276,200	6,658,600
未払消費税等	9,117,900	8,240,800	△ 877,100
仮受金	10,065	0	△ 10,065
賞与引当金	4,157,808	4,276,442	118,634
固定負債	1,631,327,325	1,639,295,900	7,968,575
預り保証金	1,567,726,734	1,572,610,906	4,884,172
退職給与引当金	63,600,591	66,684,994	3,084,403
負債合計	2,995,746,075	2,838,014,053	△ 157,732,022
（純資産の部）			
株主資本	4,832,038,403	4,953,846,856	121,808,453
資本金	100,000,000	100,000,000	0
利益剰余金	4,732,038,403	4,853,846,856	121,808,453
利益準備金	25,000,000	25,000,000	0
別途積立金	3,400,000,000	3,400,000,000	0
配当準備積立金	230,000,000	230,000,000	0
繰越利益剰余金	1,077,038,403	1,198,846,856	121,808,453
純資産合計	4,832,038,403	4,953,846,856	121,808,453

損益計算書（年次実績比較表）

（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）

（単位：円）

勘定科目名	前年度	当年度	増減
受取賃貸料	556,144,170	552,241,916	△ 3,902,254
駐車場収入	117,901,860	118,680,975	779,115
ホール会議室収入	20,975,419	22,365,306	1,389,887
受取手数料	975,090	618,241	△ 356,849
管理手数料	18,846,936	23,221,597	4,374,661
純売上高	714,843,475	717,128,035	2,284,560
営業原価	102,406,573	101,916,621	△ 489,952
売上原価計	102,406,573	101,916,621	△ 489,952
売上総利益	612,436,902	615,211,414	2,774,512
役員報酬	11,720,640	11,720,640	0
給料手当	43,140,155	43,366,312	226,157
賞与	12,513,992	12,716,591	202,599
退職引当金繰入	3,731,955	3,084,403	△ 647,552
法定福利費	11,485,805	11,284,803	△ 201,002
福利厚生費	163,890	238,311	74,421
広告宣伝費	358,484	358,484	0
交際費	0	9,091	9,091
貸倒引当金繰入	35,000	7,000	△ 28,000
旅費交通費	1,092,626	1,081,855	△ 10,771
通信費	307,358	339,152	31,794
賃借料	10,159,920	10,159,920	0
保険料	4,082,397	4,034,214	△ 48,183
業務委託費	1,548,000	1,548,000	0
設備保守費	3,145,326	3,199,651	54,325
修繕費	94,649,378	97,043,613	2,394,235
消耗品費	2,083,783	3,212,557	1,128,774
水道光熱費	1,965,461	1,938,481	△ 26,980
租税公課	89,161,364	89,123,401	△ 37,963
会議費	7,400	3,952	△ 3,448
支払手数料	1,264,515	1,233,369	△ 31,146
諸会費	856,882	458,882	△ 398,000
共益費	15,825,052	15,624,328	△ 200,724
減価償却費	99,644,468	93,165,257	△ 6,479,211
雑費	582,301	1,678,938	1,096,637
販売費及び一般管理費計	409,526,152	406,631,205	△ 2,894,947
営業損益	202,910,750	208,580,209	5,669,459
受取利息	3,471	3,687	216
受取配当金	2,000	2,000	0
雑収入	600,417	635,090	34,673
営業外収益	605,888	640,777	34,889
支払利息割引料	26,664,434	23,055,864	△ 3,608,570
営業外費用	26,664,434	23,055,864	△ 3,608,570
経常損益	176,852,204	186,165,122	9,312,918
税引前当期純損益	176,852,204	186,165,122	9,312,918
法人税、住民税	60,042,233	64,356,669	4,314,436
当期純損益	116,809,971	121,808,453	4,998,482

株主資本等変動計算書

(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)

(単位：円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金				株主資本合計	
			その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			別途積立金	配当準備 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000,000	25,000,000	3,400,000,000	230,000,000	1,077,038,403	4,732,038,403	4,832,038,403	
当期変動額								
当期純利益	0		0	0	121,808,453	121,808,453	121,808,453	
当期変動額合計					121,808,453	121,808,453	121,808,453	
当期末残高	100,000,000	25,000,000	3,400,000,000	230,000,000	1,198,846,856	4,853,846,856	4,953,846,856	

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る記載事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のないもの

 移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

 ①有形固定資産

 定率法 {ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法} を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

 ①賞与引当金

 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

 ②退職給与引当金

 従業員の退職給与の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しています。

 ③貸倒引当金

 将来の貸倒損失の発生に備えるため、法人税法上の法定繰入率に基づく貸倒引当金を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

 ①消費税等の会計処理

 税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

 ①担保に供している資産

 土地・建物 7,167,885 千円

 ②担保に係る債務

 短期借入金 1,068,100 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,278,016 千円

(3) 保証債務

 下記組合の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っています。

 団地管理組合法人吹田さんくす（借入金） 100,935 千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	200,000 株	—	—	200,000 株

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 24,769 円 23 銭

(2) 1株当たり当期純利益 609 円 04 銭

5. その他の注記

当社所有の不動産について管理業務を委託している団地管理組合法人吹田さんくすは、当社が79.86%（持分割合・専有面積割合）を有する重要な関係会社に該当する。現在団地管理組合法人吹田さんくすに対しては長期借入金の保証債務を行っており、保証債務額の重要性が増してきたため、当該組合の令和5年3月31日時点要約財務情報（修繕積立金会計/商業のみ）を記載します。

(単位：千円)

貸借対照表			損益計算書	
流動資産			事業収入	126,792
預金	278,399		その他の収入	3
その他流動資産	299		事業支出	134,200
流動資産合計		278,698	その他の支出	2,438
流動負債			当期剰余金	△9,843
その他流動負債	226			
流動負債合計		226		
固定負債				
長期借入金	100,935			
固定負債合計		100,935		
純資産				
純資産合計		177,537		

訴えの提起に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和5年11月28日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	訴訟物の価額及び 相手方（反訴被告）	請 求 の 趣 旨
令和5年 11月8日	1,623,770円 さん	1 反訴被告は、吹田市に対し、 (1) 物件目録記載の建物を収去して同目録記載の土地を明け渡せ。 (2) 反訴状送達の日から物件目録記載の土地明渡し済みまで、年233,822円の割合による金員を支払え。 2 訴訟費用は反訴被告の負担とする。 との判決及び仮執行宣言を求める。

(個人情報保護のため一部を「・」で表記しています。)

(物件目録)

土地

所 在 吹田市円山町

地 番 59番7

地 目 宅地

地 積 1770.36平方メートルのうち56.18平方メートル

建物

所 在 吹田市円山町59番7

種 類 倉庫

構 造 軽量鉄骨造

床 面 積 45.20平方メートル

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和5年11月28日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 案 の 概 要
令和5年 10月31日	91,500円	令和4年12月6日に吹田税務署から送付を受けた相手方個人の平成29年分の確定申告書を、同人の平成30年度の住民税の課税団体である大阪市に転送しなかったことにより、地方税法が定める住民税の減額決定の期限を経過したため、同人が、住民税の還付を受けることができなかったものです。

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和5年11月28日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和5年 10月17日	10,345円	令和5年8月8日午後3時45分頃、都市計画部資産経営室職員運転の軽自動車は、吹田南小学校において、駐車するため後進したところ、駐車中の相手方個人所有の自転車に接触し、同車が損傷したものです。

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和5年11月28日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和5年 10月18日	12,879円	令和5年7月29日正午頃、千里第4緑地において、相手方個人がランニング中、前方から直進してきた自転車を避けようとしたところ、同緑地の舗装の隆起箇所に足を取られて転倒し、同人が負傷され、着用品が損傷したものです。

吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、情報通信技術を活用した行政を推進し、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに本市の行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子情報処理組織 本市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (2) 情報通信技術 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。
- (3) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。以下この号において同じ。）並びに大阪府の条例及び規則（地方自治法第252条の17の2第1項の規定により本市が処理することとされた大阪府知事の権限に属する事務又は地方教育行

政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた大阪府教育委員会の権限に属する事務に係る条例及び規則に限る。）をいう。

(4) 本市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定により本市に置かれる委員会若しくは委員、地方公営企業法第7条の規定により本市に置かれる地方公営企業の管理者、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定により本市に置かれる消防本部若しくは消防署若しくは議会又はこれらに置かれる機関イ アに掲げる機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等において独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項の規定により本市が指定した団体

(5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(6) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(8) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき本市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の本市の機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の本市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける本市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(9) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき本市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の本市の機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の本市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う本市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(10) 縦覧等 条例等の規定に基づき本市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(11) 作成等 条例等の規定に基づき本市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成

し、又は保存することをいう。

(12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受け本市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該本市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける

必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、本市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる本市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第93号

吹田市立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立こども発達支援センター条例（平成19年吹田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を行うとともに、その保護者を支援する」を「並びにその保護者の支援を行うとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条の規定に基づき地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う」に改める。

第4条第1項中「であって、障害児施設における日常的な療育を受けていないもの」を「及びその保護者」に、「療育を行うとともに、その保護者を支援する」を「療育、相談、助言等を行う」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「、前条第1項の規定に基づき」を削り、同項第1号中「指導」の次に「並びにその保護者に対する相談及び指導」を加え、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業

第5条第1項中第4号を第7号とし、同号の前に次の3号を加える。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業

(5) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援

(6) 療育を行う事業者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援助

(1)

第5条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項第1号中「前条第1項各号」を「前条第1項第1号、第2号及び第7号」に、「であって、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）を受けていないもの」を「及びその保護者」に改め、同項第2号中「前条第2項第1号」を「前条第1項第3号」に改め、同項第3号中「前条第2項第2号」を「前条第1項第4号」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 前条第1項第5号に掲げる事業 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童

(5) 前条第1項第6号に掲げる事業 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「前条第1項第1号」を「前条第1号及び第5号」に改め、同条第2項中「前条第1項第2号」を「前条第2号」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号」を「前条第3号」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「前条第2項に規定する」を「前条第4号に定める」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、前条第1号に定める者は、必要に応じて、事業の利用に係る材料費相当分の実費を負担しなければならない。

第8条中「、法第43条の規定に基づき」を削る。

第9条第1号を次のように改める。

(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）

第13条中「、法第43条の規定に基づき」及び「（以下「肢体不自由児」という。）」を削る。

第14条第1号を次のように改める。

(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）

第14条第3号中「肢体不自由児」を「肢体不自由のある児童」に改める。

第16条中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域支援センターの事業及び使用者の範囲を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

吹田市国民健康保険条例（昭和35年吹田市条例第363号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第25条の2」に改める。

第9条中「並びに第16条の5第1項及び第2項」を「、第16条の5第1項及び第2項、同条第4項及び第5項、第16条の6第1項から第3項まで並びに同条第6項から第8項まで」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第10条第2項中「10円」を「1円」に改める。

第12条第1項各号を次のように改める。

- (1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額
イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯

に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定世帯」という。)アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定継続世帯」という。)アの額に4分の3を乗じて得た額

第12条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第12条の5の2中「の規定により読み替えて」を「において読み替えて」に、「まで並びに」を「まで、」に改め、「第2項」の次に「、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項及び第5項、第16条の6第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで並びに同条第9項において読み替えて準用する同条第6項から第8項まで」を加える。

第12条の5の5第1項各号を次のように改める。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額

第12条の6中「の規定により読み替えて」を「において読み替えて」に改め、「第3項まで」の次に「、第16条の6第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで及び同条第10項において読み替えて準用する同条第6項から第8項まで」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第12条の7第1項中「、被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「及び被保険者均等割額」に改める。

第12条の9第1項各号を次のように改める。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第16条第1項中「に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読

み替えて準用する同条第1項各号」を「（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条第1項若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第16条の6第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第6項各号（同条第9項又は第10項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。））」に改め、同条第2項中「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第16条の5第1項に定める第12条第1項若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号に定める額若しくは第16条の6第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号」に改める。

第16条の2第4項中「第12条の5の6」を「第12条の5の6第1項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の5の5第2項において準用する第12条第2項及び第3項又は第12条の5の9第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項において準用する第10条第2項」と」を加え、同条第5項中「介護納付金賦課額」との次に「、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と」を加える。

第16条の5第1項中「、第12条」を「、第12条第1項」に、「被保険者均等割額から、当該額」を「被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率」に改め、同条第3項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」を「第12条第1項」に、「第12条の5の5又は」を「第12条の5の5第1項又は」に、「の規定により」を「において」に改め、同条第4項第1号中「第12条又は」を「第12条第1項又は」に、「被保険者均等割額から、当該額」を「被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率」に改め、同条第6項中「第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」を「第4項第1号中「第12条第1項」に、「第12条の5の5又は」を「第12条の5の5第1項又は」に、「の規定により」を「において」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第16条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額

を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。
 - 3 第10条第2項の規定は、第1項の基礎賦課額について準用する。
 - 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。
 - 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「をいう。以下」とあるのは「（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。
 - 6 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1項の規定にかかわらず、当該減額後の第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合に

は、当該基礎賦課限度額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

7 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。

8 第10条第2項の規定は、第6項の基礎賦課額について準用する。

9 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。

10 第6項から第8項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第8項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。

第25条第1項中「その世帯に属する特例対象被保険者等の氏名、離職年月日、離職理由その他市長が必要と認める事項を記載した届出書を市長に提出しなければ」を「規則で定めるところにより、当該特例対象被保険者等に係る事項を市長に届け出なければ」に改め、同条第2項を削る。

第4章中第25条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第25条の2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、当該出産被保険者に係る事項を市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第10条第2項、第12条第1項及び第2項、第12条の5の5第1項、第12条の7第1項並びに第12条の9第1項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市国民健康保険条例第16条の6の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の吹田市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正内容に準じ出産被保険者に係る保険料の減額措置を定めるとともに、保険料の算定方法を大阪府統一基準のとおりとするため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第95号

吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する
条例（案）

吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年吹田市条例第
22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第13号ウ中「第64条第1項ただし書」を「第64条第1項第2
号」に改める。

第3条第2号中「又は電気工作物若しくは」を「、電気事業（電気事業法（昭和
39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）の用に
供する電気工作物又は」に、「及び発電の用に供する」を「並びに発電用の電気工作
物及び発電事業（同項第14号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1)

(提案理由)

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第96号

吹田市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭二

吹田市条例第 号

吹田市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市空家等の適切な管理に関する条例（令和5年吹田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第97号

吹田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

吹田市自転車駐車場条例（昭和55年吹田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第31号を第32号とし、第17号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同条第16号中「吹田市千里山霧が丘5番1の一部」を「吹田市千里山霧が丘22番6号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) JR吹田駅前北第2自転車駐車場 吹田市片山町1丁目1501番20並びに
昭和町1236番7、1236番10及び1236番11

第3条第1項第1号中「同項第11号の3」を「同項第11号の4」に、「身体障害者用の車いす」を「身体障害者用の車」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第16号中「吹田市千里山霧が丘5番1の一部」を「吹田市千里山霧が丘22番6号」に改める部分に限る。）及び第3条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

J R吹田駅前北第2自転車駐車を設置するため必要があるので、本案を提出する
ものです。

議案第98号

吹田市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立学校条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立学校条例（昭和39年吹田市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（吹田市留守家庭児童育成室条例の一部改正）
- 2 吹田市留守家庭児童育成室条例（昭和57年吹田市条例第10号）の一部を次のように改正する。
第2条中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。

（提案理由）

吹田市立山田第五小学校を吹田市立山田第三小学校に統合するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 99 号

吹田市立教育センター条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立教育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 5 年 11 月 28 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立教育センター条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立教育センター条例（昭和 62 年吹田市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「吹田市出口町 2 番 1 号」を「吹田市佐竹台 1 丁目 6 番 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

教育センターの位置を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第100号

吹田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

吹田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤圭二

吹田市条例第 号

吹田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和41年吹田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表吹田市北消防署の項中「吹田市藤白台1丁目1番50号」を「吹田市佐竹台1丁目6番3号」に、「桃山台1丁目」を「千里山竹園1丁目及び2丁目、春日1丁目から4丁目まで、佐井寺1丁目から4丁目まで、千里山西6丁目、桃山台1丁目」に、「及び」を「並びに」に改め、同表吹田市西消防署の項中「南吹田1丁目」を「南吹田3丁目」に改め、「、泉町1丁目から5丁目まで」を削り、「6丁目」を「5丁目」に改め、「、千里山竹園1丁目及び2丁目、春日1丁目から4丁目まで、佐井寺1丁目から4丁目まで」及び「、竹谷町」を削り、同表吹田市東消防署の項中「芝田町、」を削り、「岸部北1丁目から5丁目まで」の次に「、原町1丁目から4丁目まで、竹谷町」を加える。

附 則

この条例は、令和6年3月8日から施行する。

(提案理由)

吹田市北消防署の位置及び各消防署の管轄区域を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第101号

吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例（案）

吹田市消防保安事務手数料条例（平成24年吹田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3第10項第1号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガスの貯蔵施設等の完成検査に係る手数料を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

吹田市障がい者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について

吹田市障がい者福祉年金支給条例を廃止する条例を次のとおり制定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市障がい者福祉年金支給条例を廃止する条例（案）

吹田市障がい者福祉年金支給条例（昭和42年吹田市条例第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年10月1日前に死亡した福祉年金の受給資格者に係る未支給の福祉年金の支給については、令和7年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例による廃止前の吹田市障がい者福祉年金支給条例の規定により支給を受けた福祉年金については、同条例第13条及び第14条の規定は、なおその効力を有する。

（吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

4 吹田市個人番号の利用等に関する条例（平成27年吹田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

(提案理由)

障がい者福祉年金を廃止するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第103号

(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)請負契約の
締結について

本市は、(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)の請負契約
を次のとおり締結します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭二

記

- 1 工 事 名 (仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)
- 2 工 事 概 要 構造・階数 鉄骨造 地上2階
延床面積 936㎡
工事内容 新築工事
- 3 工 事 場 所 吹田市日の出町1666番6ほか
- 4 工 期 着工 令和5年11月市議会議決後
完成 令和7年2月13日
- 5 請 負 金 額 348,643,900円
- 6 請 負 者 吹田市上山手町8番5号
寿功建設株式会社
代表取締役 馬 場 功 一 郎

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の締結について

本市は、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業の契約を次のとおり締結します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭二

記

- 1 事業名 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業
- 2 業務内容 小・中学校屋内運動場（体育館）への空調設備整備に伴う設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務
- 3 履行場所 市立小学校36校、市立中学校18校
- 4 履行期間 令和5年11月市議会議決後から令和23年3月31日まで
- 5 契約金額 4,699,396,955円
ただし、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。

内 訳

設計・施工等のサービス対価	4,082,942,611円
維持管理のサービス対価	616,454,344円

- 6 契約の相手方 吹田市江坂町1丁目17番26号
吹田屋内運動場空調株式会社
代表取締役 井上 慶二

議案第105号

本庁舎改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

本市は、本庁舎改修工事（建築工事）請負契約（令和5年3月23日議決第12号）の一部を次のとおり変更します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	1,444,179,000円	1,447,917,900円

変更理由

公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置の適用により請負金額が変更になるため。

議案第106号

本庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について

本市は、本庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約（令和5年3月23日議決第13号）の一部を次のとおり変更します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	343,615,800円	344,221,900円

変更理由

公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置の適用により請負金額が変更になるため。

議案第107号

本庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について

本市は、本庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約（令和5年3月23日議決第14号）の一部を次のとおり変更します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭 二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	721,600,000円	723,571,200円

変更理由

公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置の適用により請負金額が変更になるため。

議案第108号

佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の一部変更について

本市は、佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約（令和5年3月23日議決第15号）の一部を次のとおり変更します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤 圭二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	2,729,758,900円	2,811,735,300円

変更理由

本工事において、建設発生土の工事間流用を行うにあたり、当初、箕面市域で施行される土地区画整理事業など近傍地への搬出を予定していたが、搬出先における事業の遅延により、本工事の初期段階における建設発生土の受け入れが困難となったことから、搬出先を枚方市や大阪市南部など遠方の事業地に変更する必要が生じたことや、公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置の適用による増額を行うもの。

その他、仮囲いの使用期間や擁壁工事の実施工程の見直しによる減額なども生じたことから請負金額が変更になるもの。

議案第109号

吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について

本市は、吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約（令和3年6月28日議決第70号、令和4年9月29日議決第101号）の一部を次のとおり変更します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤圭二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	8,892,884,000円	9,049,524,000円

変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により請負金額が変更になるため。

議案第 110 号

公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

本市は、公用車の交通事故について、次のとおり損害賠償額を決定します。

令和 5 年 11 月 28 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 本件事故による物損部分に係る損害賠償額を金 1,072,494 円と定めま
す。
- 2 損害賠償の相手方
本件事故により損害を受けた個人

(提案理由)

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき本案を提出するものです。

吹田市民プールの指定管理者の指定について

本市は、吹田市民プールの指定管理者を次のとおり指定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 公の施設の名称 (1) 吹田市立片山市民プール
(2) 吹田市立北千里市民プール

- 2 指定管理者 南海・サンアメニティ共同事業体
代表者 大阪市中央区難波5丁目1番60号
南海ビルサービス株式会社
代表取締役 西山哲弘
構成員 東京都北区王子3丁目19番7号
株式会社サンアメニティ
代表取締役 吉澤幸夫

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 1 1 2 号

吹田市立内本町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立内本町デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立内本町デイサービスセンター
- 2 指定管理者 吹田市幸町22番5号
社会福祉法人 燦愛会
理事長 井 上 光 博
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 1 1 3 号

吹田市立亥の子谷デイサービスセンターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立亥の子谷デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立亥の子谷デイサービスセンター
- 2 指定管理者 吹田市山田西1丁目26番27号
社会福祉法人 こぼと会
理事長 正 森 克 也
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 1 1 4 号

吹田市立藤白台デイサービスセンターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立藤白台デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立藤白台デイサービスセンター
- 2 指定管理者 吹田市東御旅町 5 番 5 3 号
社会福祉法人 吹田みどり福祉会
理事長 菊 池 繁 信
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 5 号

吹田市立岸部中グループホームの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立岸部中グループホームの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立岸部中グループホーム
- 2 指定管理者 吹田市岸部北 4 丁目 9 番 3 号
社会福祉法人 寿楽福社会
理事長 岩 井 深 之
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 6 号

吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定について

本市は、吹田市介護老人保健施設の指定管理者を次のとおり指定します。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市介護老人保健施設
- 2 指定管理者 吹田市片山町 2 丁目 1 3 番 2 5 号
一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団
理事長 春 藤 尚 久
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第117号

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版の策定について

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版を別紙のとおり策定します。

令和5年11月28日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市第4次総合計画基本計画 改訂版 計画案

下線が改訂前の第4次総合計画からの見直し箇所

目次

I. 基本計画推進にあたっての考え方	1
1. 基本計画の計画期間・進行管理	1
(1) 計画期間	1
(2) PDCA サイクルによる進行管理	1
(3) Check（評価）の考え方	2
2. 個別計画による各分野の取組の推進	3
3. 財政運営の基本方針	4
(1) 財政運営の基本方針	4
(2) 目標	4
(3) 収支見通し（試算）	4
II. 体系図	7
III. 政策・施策	9
1-1（人権・市民自治）平和と人権を尊重するまちづくり	9
1-2（人権・市民自治）市民自治によるまちづくり	11
2-1（防災・防犯）災害に強く安心して暮らせるまちづくり	13
2-2（防災・防犯）犯罪を許さないまちづくり	15
3-1（福祉・健康）高齢者の暮らしを支えるまちづくり	17
3-2（福祉・健康）障がい者の暮らしを支えるまちづくり	19
3-3（福祉・健康）地域での暮らしを支えるまちづくり	21
3-4（福祉・健康）健康・医療のまちづくり	23
4-1（子育て・学び）子育てしやすいまちづくり	25
4-2（子育て・学び）学校教育の充実したまちづくり	27
4-3（子育て・学び）青少年がすこやかに育つまちづくり	29
4-4（子育て・学び）生涯にわたり学べるまちづくり	31
5-1（環境）環境先進都市のまちづくり	33
6-1（都市形成）みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	35
6-2（都市形成）安全・快適な都市を支える基盤づくり	37
7-1（都市魅力）地域経済の活性化を図るまちづくり	39
7-2（都市魅力）文化・スポーツに親しめるまちづくり	41
7-3（都市魅力）市民が愛着をもてるまちづくり	43
8-1（行政経営）行政資源の効果的活用	45
IV. 市民意識指標（体系別）	47

基本計画改訂版

I. 基本計画推進にあたっての考え方

1. 基本計画の計画期間・進行管理

(1) 計画期間

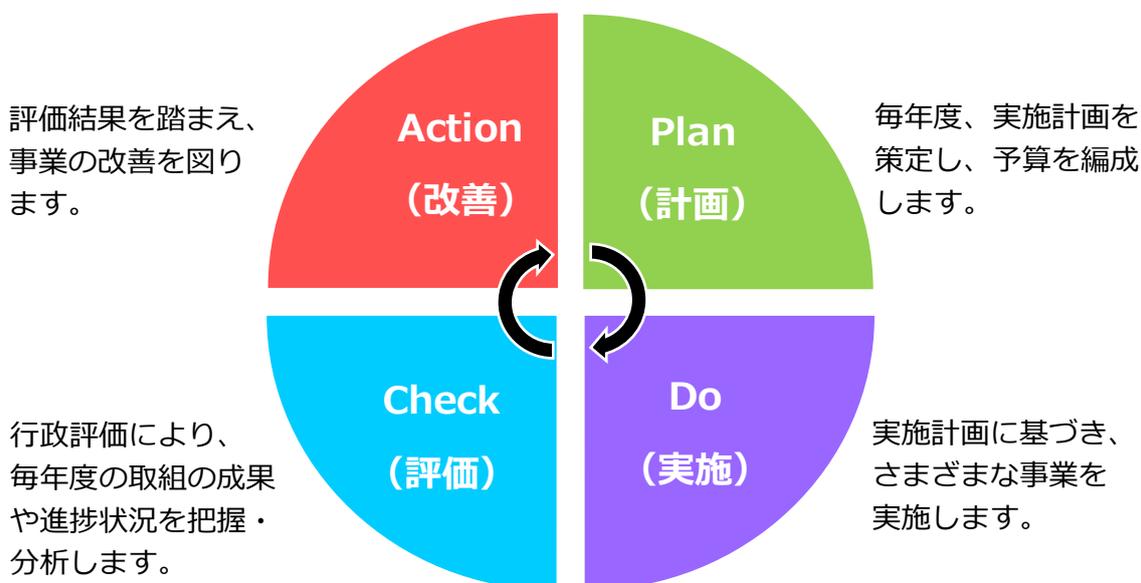
基本構想は、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間ですが、中間見直し後の基本計画改訂版については、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間とします。

(2) PDCA サイクルによる進行管理

基本計画で示す政策・施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況は、行政評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）に沿って基本計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します（図1）。

図1 PDCA サイクルによる進行管理の流れ



(3) Check(評価)の考え方

基本計画では、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に評価するため、「施策指標」を設定しています。施策指標を活用し、行政評価により基本計画の進行管理を行います。

また、施策指標とは別に、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざす「市民意識指標」を設定しています。市民意識指標は、まちづくりのさまざまな場面に関わる市民の意識や行動、満足度などの観点から、実施した取組の成果を把握・分析するために活用します。

なお、SDGsのゴールと第4次総合計画に掲げる19の政策との関連を常に意識しながら、取組を推進することとします。

(行政評価)

- 毎年度、行政評価により、実施した取組の成果や進捗状況を把握・分析します。その際、施策指標や新公会計制度の財務諸表などを十分に活用します。なお、行政の取組の成果は、数値や費用対効果だけで測ることは困難なものも多いことから、数値では表せない成果などについても評価を行うよう留意する必要があります。

(施策指標)

- 施策指標は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。
- 施策指標は、社会経済状況の変化や取組の進捗状況などを踏まえ、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。

(市民意識指標)

- 市民意識指標は、市民の意識や行動、満足度などを指標として設定します。基本計画の見直しや次期総合計画の策定の際、その他必要に応じて、市民意識指標の進捗状況を確認します。また、市民意識指標は、4年に1回を基本とする市民意識調査により調査を行います。

(SDGs)

- SDGsは、17のゴール・169のターゲットから構成されています。ターゲットは、ゴールを達成するための具体的目標であり、ターゲットごとに第4次総合計画の各政策との関連について整理を行ったうえで、国際社会が求める目標に本市が応えられているかについても意識しながら取組を推進します。

2. 個別計画による各分野の取組の推進

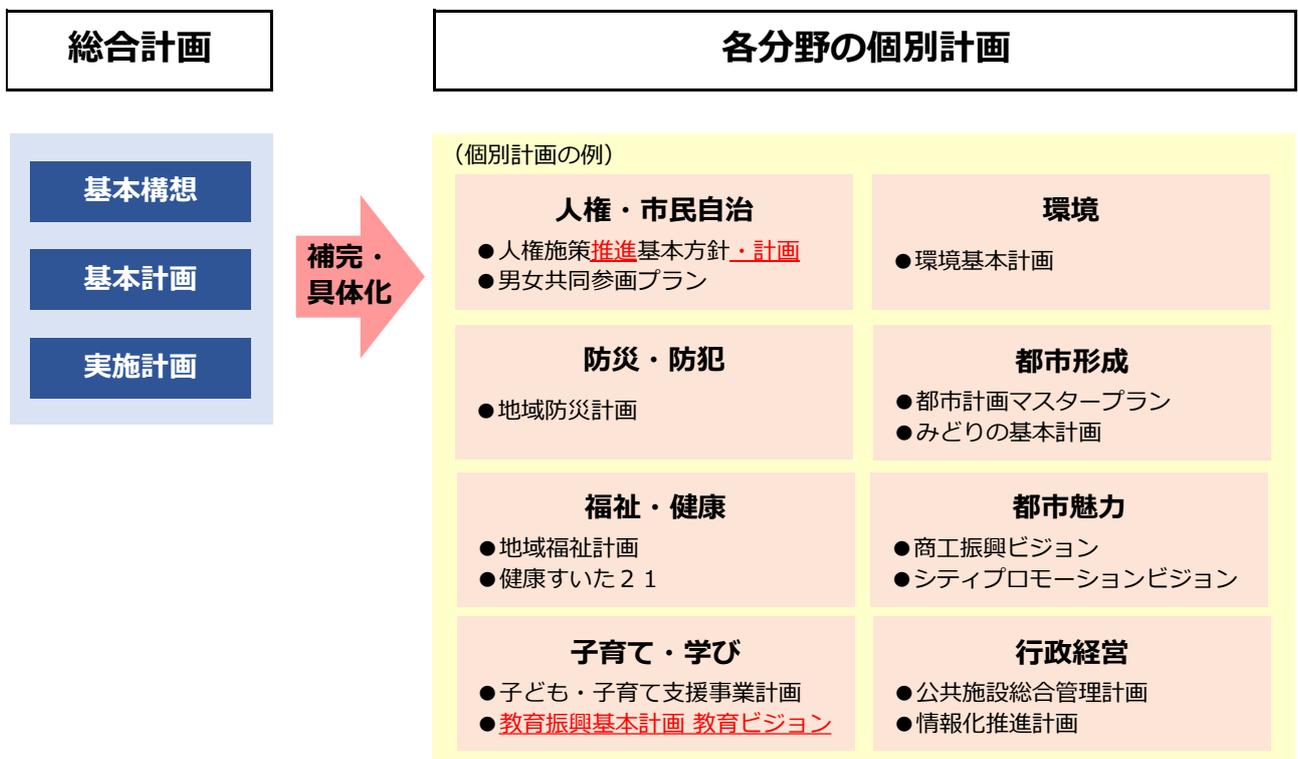
総合計画では、市のめざす将来像を示し、その実現に向けた各分野の目標や取組の方向性を政策・施策として示しています。

各分野において取組を実施するにあたっては、分野ごとの課題を詳細に整理したうえで、より具体的な施策や事業を検討します。そのため、必要に応じて、各分野の個別計画により総合計画の補完・具体化を行いながら、さまざまな取組を進めます（図2）。

また、個別計画の推進にあたっては、行政評価などの活用を図りながら、適切な進行管理を行うこととします。

- 各分野の個別計画では、対象となる分野の課題を整理し、目標や方針を掲げ、その実現に向けた具体的な取組などを示します。
- 取組を効果的・効率的に推進するため、個別計画は、次の内容を盛り込むことを基本とします。
 - ・ 計画の目標年次
 - ・ 取組の成果や進捗状況を測るための数値目標や指標
 - ・ PDCA サイクルによる進行管理の仕組み
 - ・ 取組を実施する部署及び連携を行う部署

図2 総合計画と各分野の個別計画の関係



3. 財政運営の基本方針

(1) 財政運営の基本方針

今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大などにより、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれます。そのような中でも、基本計画に基づく取組を着実に実行していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行います。

(2) 目標

持続可能な財政運営に向け、以下の3点を財政運営の目標とします。また、目標の達成状況を分析するための目安として、目標ごとに指標を設定します。

① 市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造を維持します。

経常的な収入に対して、義務的経費（扶助費、人件費、公債費）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

- ◆ 経常収支比率 95%以下
(平成28年度(2016年度) 95.6%、令和4年度(2022年度) 95.6%)

② 継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保します。

経済状況の変化による収入の減少、災害や感染症の発生等の不測の事態に伴う支出の増加などに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）の確保に努めます。

- ◆ 財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合 20%を確保
(平成28年度(2016年度) 106.3億円・15.2%、令和4年度(2022年度) 143.0億円・18.2%)

③ 将来世代への過度な財政負担を抑制しながら、本市の魅力の維持・向上を図るための必要な投資を行います。

今後、公共施設の老朽化対策を行いながら、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めるための投資を進めていく必要があります。そのような中でも、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めます。

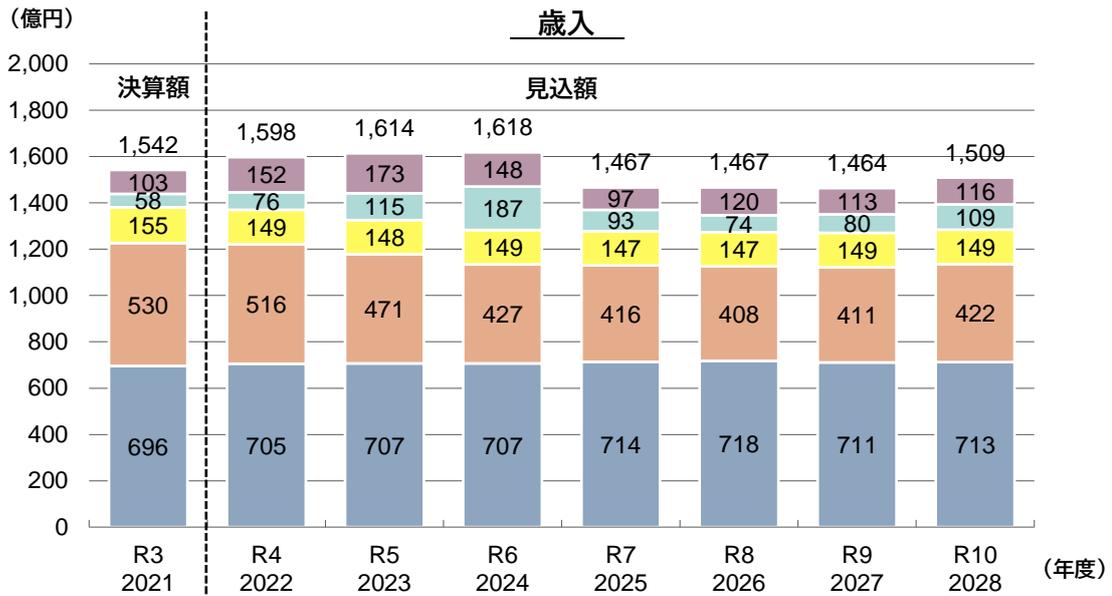
- ◆ 公債費比率 10%以下 (平成28年度(2016年度) 7.5%、令和4年度(2022年度) 8.3%)
- ◆ 市債残高の標準財政規模に対する割合 100%以下
(平成28年度(2016年度) 66.2%、令和4年度(2022年度) 72.6%)
- ◆ 赤字地方債の発行は、極力抑制
(平成28年度(2016年度) 発行なし、令和4年度(2022年度) 10億円発行)

(3) 収支見通し(試算)

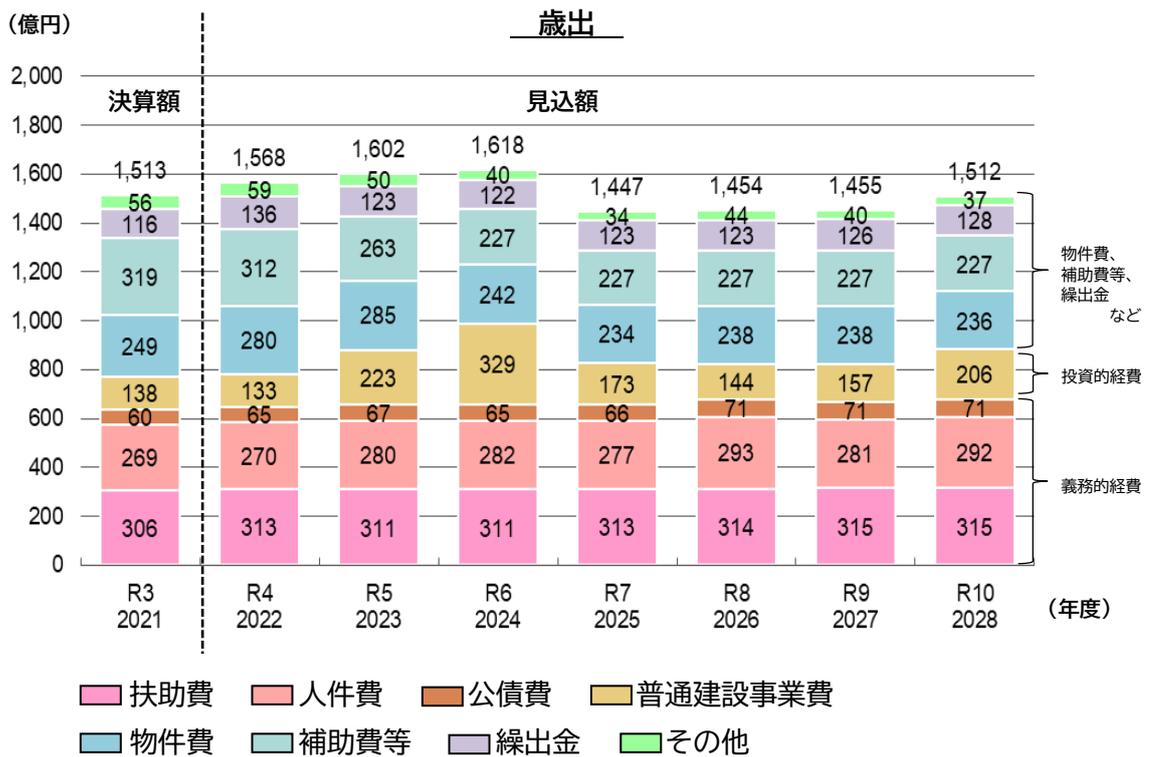
今後の財政運営の参考とするため、令和10年度(2028年度)までの財政収支について試算しました。

試算にあたって、地方財政制度や社会保障制度などの将来的な制度変更を予測するのは困難であるため、原則、現行制度が今後も継続するものと想定し、将来人口の推計や過去の実績などを踏まえました(図3)。

図3 収支見通し（一般会計）



■ 市税 ■ 国・府支出金 ■ 譲与税・交付金、交付税 ■ 市債 ■ その他



■ 扶助費 ■ 人件費 ■ 公債費 ■ 普通建設事業費
 ■ 物件費 ■ 補助費等 ■ 繰出金 ■ その他

(億円)

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
差引額（歳入合計－歳出合計）	29	30	12	0	20	13	9	△3
補てん額 財政調整基金の繰入額	0	0	0	0	0	0	0	3
補てん後の差引額	29	30	12	0	20	13	0	0

II. 体系図

	大綱	政策	施策
将来像	1 人権・市民自治	1 平和と人権を尊重するまちづくり	1 非核平和への貢献
			2 人権の保障
			3 男女共同参画の推進
		2 市民自治によるまちづくり	1 情報共有の推進
	2 市民参画・協働の推進		
	3 コミュニティ活動への支援		
	2 防災・防犯	1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	1 危機管理体制の充実
			2 防災力・減災力の向上
			3 消防・救急救命体制の充実
		2 犯罪を許さないまちづくり	1 防犯力の向上
	2 消費者意識の向上		
	3 福祉・健康	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	1 生きがいづくりと社会参加の促進
			2 暮らしを支える支援体制の充実
			3 介護保険制度の安定的運営
		2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	1 生活支援など暮らしの基盤づくり
			2 社会参加の促進
3 地域での暮らしを支えるまちづくり		1 地域福祉の推進	
		2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営	
4 健康・医療のまちづくり		1 健康づくりの推進	
	2 健康で安全な生活の確保		
	3 地域医療体制の充実		
4 子育て・学び	1 子育てしやすいまちづくり	1 就学前の教育・保育の充実	
		2 地域の子育て支援の充実	
		3 配慮が必要な子供・家庭への支援	
	2 学校教育の充実したまちづくり	1 学校教育の充実	
		2 学校教育環境の整備	
	3 青少年がすこやかに育つまちづくり	1 青少年の健全育成	
		2 放課後の居場所の充実	
	4 生涯にわたり学べるまちづくり	1 生涯学習活動の支援	
2 生涯学習環境の整備			

大綱	政策	施策
5 環境	1 環境先進都市のまちづくり	1 脱炭素社会への転換の推進
		2 資源を大切に 社会システムの形成
6 都市形成	1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	1 土地利用誘導と良好な景観形成
		2 良好な住環境の形成
		3 みどりの保全と創出
	2 安全・快適な都市を支える基盤づくり	1 道路などの整備
		2 水道の整備
		3 下水道の整備
		4 交通環境の整備
		1 産業振興と創業支援
7 都市魅力	1 地域経済の活性化を図るまちづくり	2 就労と働きやすい環境づくりへの支援
		1 文化の振興
	2 文化・スポーツに親しめるまちづくり	2 文化財の保存と活用
		3 地域におけるスポーツの振興
		3 市民が愛着をもてるまちづくり
	2 本市独自の強みを生かしたまちづくり	
	1 行政資源の効果的活用	
		2 公共施設の最適化
		3 働きやすい職場づくり・人材育成の推進
4 ICTの利活用		

実施計画

取組の視点

- 1 分野を超えた連携
- 2 市民と行政との協働
- 3 地域の特性を生かしたまちづくり

III. 政策・施策

大綱 1

人権・市民自治

政策 1

平和と人権を尊重するまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの人権が尊重され、
だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまち

現状と課題

本市では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、「非核平和都市宣言」を行い、啓発などに取り組んできました。しかし、世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。

人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然としてみられるとともに、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解や認識の不足なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）が深刻化しており、本市では、女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、「Wリボンプロジェクト」などの啓発活動を進めてきました。今後も男女共同参画社会の実現やDVなどの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。



施策

1-1-1 非核平和への貢献

市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障

市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進

市民部・総務部

男女共同参画に関する意識改革を図り、性別にかかわらず対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DVなどの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目標 (R10)
1-1-1	平和祈念資料館の年間利用者数	5万人	3.8万人	6万人
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人	2.7万人	6.5万人
1-1-2	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校	33校	54校
1-1-3	市職員の管理職（課長代理級以上）における女性の割合	25.1% (H30年度)	25.8%	30%
1-1-3	交際相手からの暴力（デートDV）に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校	11校	18校

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○人権施策推進基本方針・計画 ○男女共同参画プラン ○教育振興基本計画 教育ビジョン
○みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を目指して～

▶▶▶ 関連する主な条例

○人権尊重の社会をめざす条例 ○男女共同参画推進条例

政策 2

市民自治によるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

現状と課題

多様化する市民ニーズに対応するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域課題の解消を図るため、市民自治によるまちづくりを進める必要があります。そのためには、地域課題や市政に関する情報を市民と行政とで共有し、市民参画と協働の取組を広げていくことが重要です。

本市では、パブリックコメントの実施や審議会などにおける意見聴取により市民意見を市政へ反映するとともに、市民公益活動センター（ラコルタ）の設置など、市民公益活動への支援や、さまざまな分野における市民団体や事業者との協働の取組の推進に努めてきました。また、福祉、環境、文化などのさまざまな分野での市民活動や、地域での自主的なまちづくり活動など、活発な市民活動は本市の強みとなっています。

一方で、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化により、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化や、地域活動の担い手不足などが課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により地域活動が制限を受ける中、ICTなどの活用によるネットワーク型の活動も浸透・拡大するなど、地域活動の形態が多様化し、自治会など従来型・伝統的な活動への関心が相対的に低下しています。災害時などの助け合いやデジタルデバイドにより生じる問題への対応に地域コミュニティは有用性を発揮することが期待されることから、今後とも、さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援する必要があります。



施 策

1-2-1 情報共有の推進 総務部・市民部

市政に関する情報を市民と行政とで共有するため、市のホームページや「市報すいた」などにより、市民にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、行政情報の利活用を進める取組も行います。また、情報公開制度を円滑に運用し、市民の知る権利を保障するとともに、市が保有する個人情報について適正な取扱いを確保し、個人情報保護の徹底を図ります。

1-2-2 市民参画・協働の推進 市民部

市民参画を進めるため、審議会などへの市民委員の参画の促進や広聴・相談体制の強化を図ります。また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民や団体のニーズを把握しながら、市民公益活動への支援を行います。

1-2-3 コミュニティ活動への支援 市民部

コミュニティの活性化を図るため、自治会や市民団体などの活動への支援を行います。また、地域の実情に合わせた活動の場づくりに取り組みます。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指 標 名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目 標 (R10)
1-2-1	市のホームページの閲覧者数 (月平均)	14.5万人	43.7万人	40万人 (改訂前: 20万人)
1-2-2	市民委員の公募を行っている審議会 などの割合 (公募できないものを除く)	80.4%	100%	100%
1-2-2	市民公益活動センター(ラコルタ) の年間利用者数	6.4万人	4.3万人	7万人
1-2-3	自治会加入率	51.0%	44.8%	60%
1-2-3	コミュニティセンターや市民センターなどコミュニティ施設の年間 利用件数	4.5万件	3.6万件	4.8万件

▶▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶▶ 関連する主な条例

○自治基本条例 ○吹田市民の意見の提出に関する条例 ○情報公開条例 ○個人情報の保護に関する法律施行条例

政策 1

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防災意識と地域防災力・減災力が高まり、
災害に強いまち

現状と
課題

災害などの緊急事態が起きると多くの人の生活に影響を与えます。地震や気候変動に伴う想定を上回る大規模な自然災害をはじめ、武力攻撃事態やテロ、感染症など、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっており、社会的に弱い立場にある方々への配慮を含めたさらなる取組の強化が必要です。また、大阪府北部地震においては、帰宅困難者や集合住宅等におけるエレベーター閉込が多数発生するなど、本市の特徴に対する対策の重要性も再認識したところです。

災害への備えや対応として、これまで本市では、防災行政無線屋外拡声局の増設といった防災施設の整備や災害用備蓄の充実、高度救助隊の発足、防災ハンドブックの作成・配布、防災講座などの取組を進めてきました。また、高齢化に伴い、年々増加する救急出動件数への対応として、救急隊の増隊を行ってきました。

さらに近年においては、災害対応体制の迅速な構築、被災情報の収集及び地域や関係機関との情報共有体制の強化をめざし、災害対応オペレーションシステムや災害情報システムを備えた危機管理センターを整備するとともに、優先度の高い業務に職員や資源を投入する取組を進めてきました。また、備蓄倉庫の整備や分散備蓄、備蓄品目の充実、防災ハンドブックやハザードマップの作成及び全戸配布、地域・大学・企業への防災講座、民間事業者との災害時応援協定の締結などの取組を進めるとともに、緊急事態に際しての避難行動をより確実にするため、情報伝達手段の多重化・多様化など、充実強化に努めてきました。

しかし、行政による「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」が重要です。本市は、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。

さまざまな危機事象に備えるとともに、被害を最小限に抑えるため、近隣市との効果的な連携が必要であり、令和6年度（2024年度）には近隣5市による消防通信指令業務共同運用を開始します。引き続き、消防、救急救命など現場対応力の充実を図り、関係機関と連携しながら、危機管理体制を一層強化していく必要があります。地域においては、自主防災組織や消防団などによる助け合いの取組が重要になる一方で、高齢化などによる活動の担い手不足が課題となっています。一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域における若者や女性などの参画を推進し、地域防災力・減災力の向上に向けた取組の充実が必要です。



施 策

2-1-1 危機管理体制の充実 総務部

自然災害などさまざまな危機事象に、迅速かつ的確に対応するため、防災協定の締結などを含む関係機関との連携を進め、情報伝達体制や災害対応力などの強化を図ります。また、災害時にも、優先すべき行政サービスが適切に提供できるよう、業務継続計画や受援計画に基づき、継続的に訓練を実施するとともに、計画の充実化に努めます。

2-1-2 防災力・減災力の向上 総務部・都市魅力部

市民の防災意識や地域防災力・減災力及びレジリエンス（回復力）の向上を図るため、地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう、市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援などを行うとともに、地域における若者や女性などの参画が促進され、継続ができるよう取り組めます。また、事業者のBCP策定支援や官民学連携による本市の特性に応じた防災・減災推進体制強化を行います。

2-1-3 消防・救急救命体制の充実 消防本部

火災、救急、救助などに迅速かつ的確に対応できるよう、消防力の充実・強化を図ります。また、高齢化に伴い、年々複雑・多様化し増加する災害・救急出動の消防需要に対応するため、近隣市との連携強化に取り組むほか、消防団や自主消火組織などを育成するとともに、火災予防や応急手当などに関する普及啓発を行います。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指 標 名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目 標 (R10)
2-1-1	各種団体との防災協定締結数	64 件	94 件	100 件
<u>2-1-1</u>	<u>防災協定締結団体の吹田市地域防災総合訓練参加率</u>	<u>45.3%</u>	<u>41.5%</u>	<u>100%</u>
2-1-2	連合自治会単位での自主防災組織の結成率	70.5%	85.3%	100%
2-1-3	消防団員数	179 人 (H30 年度)	171 人	250 人
2-1-3	普通救命講習などの年間受講者数	1 万人	0.6 万人	1 万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 地域防災計画 ○国民保護計画 ○業務継続計画 ○受援計画 ○備蓄計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 2 犯罪を許さないまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防犯意識や犯罪を許さないという気運が高まり、だれもが安心安全に暮らせるまち

現状と課題

本市は、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。国内の犯罪情勢は平成 15 年（2003 年）以降一貫して減少し、令和 3 年（2021 年）には戦後最少を更新するなど、改善傾向にありましたが、令和 4 年（2022 年）には増加に転じています。市内の犯罪も同様に減少傾向にありましたが、令和 4 年（2022 年）以降は増加しています。依然として、窃盗のほか、女性や子供を狙った犯罪や、児童虐待、配偶者からの暴力・ストーカーなども後を絶ちません。高齢者を狙った犯罪も多発しており、特に、近年は、特殊詐欺の手口は巧妙化し、インターネットを利用した犯罪や新たな悪質商法など、犯罪が多様化・複雑化しています。また、成年年齢引下げに伴い、契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙うトラブルが懸念されています。

そのような中、本市では、警察や地域、関係機関や防犯協議会等との連携のもと、犯罪が多発している地域への防犯カメラの増設や青色防犯パトロールの活動支援など、地域における見守りの強化や消費生活センターでの相談、学校での啓発などを進めています。市内外の犯罪情勢を踏まえ、一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域防犯力の向上に向けた、より一層の取組が必要です。



施 策

2-2-1 防犯力の向上 総務部

地域の防犯力を向上させるため、地域の見守り活動の支援や、防犯カメラの増設などを行います。また、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯協議会などと連携した防犯講座や広報活動などに取り組みます。

2-2-2 消費者意識の向上 市民部

特殊詐欺や悪質商法による被害、成年年齢下げに伴う消費者トラブルなどを未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めます。また、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目 標 (R10)
2-2-1	防犯に関する講座の年間受講者数	710 人	1,038 人	1,500 人
<u>2-2-1</u>	<u>女性や子供を狙った犯罪認知件数 (声かけ・性犯罪等)</u>	<u>59 件</u>	<u>62 件</u>	<u>0 件</u>
2-2-2	消費者向けの講座の年間受講者数	594 人	219 人	700 人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶▶ 関連する主な条例

- 消費生活条例

政策 1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

高齢者が住み慣れた地域ですこやかに、安心して暮らし続けられるまち

現状と課題

全国と比較するとゆるやかではあるものの、本市においても 65 歳以上人口は年々増加しており、平成 25 年（2013 年）には高齢化率が 21%を超える「超高齢社会」となりました。地域によって高齢化の状況は異なっており、すでに高齢化率が 30%近くになっている地域もあります。また、ひとり暮らしの高齢者や「老老介護」の負担を抱える世帯も増えてきています。

本市では、高齢者生きがい活動センターの設置や「吹田市民はつらつ元気大作戦」など、高齢者の生きがいづくりや介護予防の取組を進めています。また、地域包括支援センターの増設など身近な場所での相談・支援体制の充実を図るなど、高齢者を地域で見守り支え合える体制づくりを進めています。

今後、本市においても高齢化はますます進展し、令和 7 年（2025 年）には、いわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となることから、後期高齢者の人口が大幅に増加し、医療や介護の需要が増大していくことが見込まれています。

そのような中、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりなどの機会や、住まい、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。高齢者を見守り支え合える地域をつくるとともに、持続可能な介護保険制度の運営に努める必要があります。



施 策

3-1-1 生きがいづくりと社会参加の促進 福祉部

高齢期を迎えても生きがいをもって、地域で健康に暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツなどを通じた生きがいづくりの活動や就労、地域活動などの社会参加への支援を進めます。

3-1-2 暮らしを支える支援体制の充実 福祉部

可能な限り自立した生活を送れるよう、介護予防の取組や普及啓発などを進めます。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近なところでの相談・支援や在宅生活を支援するサービスの充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携を進めるなど、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

3-1-3 介護保険制度の安定的運営 福祉部

質の高い介護サービスを安定的に供給できるよう、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。介護ニーズの増加に対応するため、人材確保やサービスの質の向上を図るための取組などを行います。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策 定 時 (H29)	改 訂 時 (R4)	目 標 (R10)
3-1-1	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.1 万人	4.7 万人	<u>5.5 万人</u> (改訂前: 6 万人)
<u>3-1-1</u>	<u>生きがいがある高齢者の割合</u>	<u>—</u>	<u>73.7%</u>	<u>70%</u>
3-1-2	後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	33.5%	32.2%	32% <u>以下</u>
3-1-2	認知症サポーターの養成数 (累計)	2.2 万人	2.8 万人	<u>4.2 万人</u> (改訂前: 5.6 万人)
3-1-3	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	67.7% (H28 年度)	56.9%	<u>60%</u> (改訂前: 70%)

▶▶ 関連する主な個別計画

○吹田健やか年輪プラン (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画) ○地域福祉計画

▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまち

現状と課題

本市では、障がい者手帳を所持する人が年々増加しており、平成 28 年度（2016 年度）末においては、市民のおよそ 20 人に 1 人、令和 4 年度（2022 年度）末においては、市民のおよそ 17 人に 1 人が障がい者手帳を所持しています。

障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、ともに暮らせる社会を実現するため、障がい者にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。本市では、障がいに対する理解や配慮に係る啓発事業に取り組んでおり、地域社会、学校、職場など、暮らしのさまざまな場面において、障がいに対して理解を深めることに加え、法令で義務付けられている障がい者への差別的取扱いの禁止や合理的配慮のための具体的取組が求められています。

そのような中、障がい者それぞれの状況に応じて、地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援では、障がい者就労支援ネットワーク会議を設置し、就労系事業者との連携のもとで事業を進めています。就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。



施 策

3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり 福祉部

医療的ケアを必要とする障がい者を含め、障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るとともに、グループホームなどの住まいの場の確保に向けた取組を進めます。また、多様なニーズに対応できる相談・支援体制の構築を図ります。

3-2-2 社会参加の促進 福祉部

障がい者の社会参加の促進のため、余暇活動など外出時の移動支援などを進めます。また、就労支援の充実や福祉的就労の場における工賃向上のための取組を進めます。さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のための啓発を行うとともに、合理的配慮がなされるよう具体的な取組を推進します。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指 標 名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目 標 (R10)
3-2-1	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数 (月平均)	1,274 人 (H28 年度)	1,548 人	1,860 人
3-2-1	グループホームの利用者数 (月平均)	337 人 (H28 年度)	468 人	700 人
<u>3-2-1</u>	<u>ショートステイ利用者数</u>	<u>420 人</u>	<u>412 人</u>	<u>470 人</u>
3-2-2	移動支援事業の利用者数 (月平均)	1,059 人 (H28 年度)	983 人	1,230 人
3-2-2	「就労継続支援 (非雇用型) 事業所」における工賃の平均月額	12,517 円 (H28 年度)	15,259 円 (R3 年度)	18,000 円

- ▶▶▶ 関連する主な個別計画
障がい者計画 障がい福祉計画 地域福祉計画
- ▶▶▶ 関連する主な条例
吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 3

地域での暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

地域福祉活動と総合的な生活保障により、
だれもが地域で互いに支え合いながら、安心して暮らせるまち

現状と
課題

少子高齢化や核家族化の進展、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、本市においても、介護の悩みを抱える人や、子育てに不安を抱える人、経済的に困窮している人など、支援を必要とする人が増えています。また、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援などのさまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、分野を超えた包括的・総合的な支援体制の整備が必要です。

行政の取組だけでは、住民の暮らしを全面的に支えることはできず、住民同士の助け合い活動が重要です。本市では、さまざまな地域福祉活動が活発に行われています。一方で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、活動を担う人材の育成などが課題となっています。地域住民の暮らしに寄り添って支える地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員活動などの地域福祉活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進するなど、地域住民や地域で活動する多様な主体、関係機関、行政が連携・協働し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。

また、生活困窮者などへの就労支援、保健・医療、福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があります。住民が抱えるさまざまな暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知などを進める必要があります。



施 策

3-3-1 地域福祉の推進 福祉部

地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を促進するため、住民同士の交流を促進する取組を行うとともに、地域福祉を担う団体に対し、人材育成や活動の場の確保などに向けた支援を進めます。また、地域住民や関係機関と連携し、災害発生時に災害時要援護者への支援が適切に行える体制づくりなどを進めます。

3-3-2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営 福祉部・市民部・健康医療部

生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、包括的な相談・支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。また、生活保護、国民健康保険、国民年金など社会保障制度の適正な運営に努めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策 定 時 (H29)	改 訂 時 (R4)	目 標 (R10)
3-3-1	小地域ネットワーク活動の延べ参加者数（地区福祉委員含む）	8.3 万人	4.6 万人	8.8 万人
<u>3-3-1</u>	<u>民生委員・児童委員の充足率</u>	<u>96.3%</u>	<u>92.7%</u>	<u>100%</u>
3-3-1	福祉避難所の支援を行うボランティアの人数	0 人 (H30 年度 事業開始)	29 人	130 人
<u>3-3-1</u>	<u>災害時要援護者支援に関する協定を締結した地区の割合</u>	<u>14.7%</u>	<u>32.4%</u>	<u>100%</u>
3-3-2	<u>就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率</u>	<u>52.5%</u>	<u>40.1%</u>	<u>50%</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 地域福祉計画 ○成年後見制度利用促進計画 ○吹田健やか年輪プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
- 障がい者計画 ○国民健康保険データヘルス計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 4 健康・医療のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、
生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、
すこやかで安心して暮らせるまち

現状と
課題

わが国は世界有数の長寿国となっています。一方で、がんや循環器疾患などの生活習慣病の増加が深刻化しており、これらの疾病は生命を奪うだけでなく、身体の機能や生活の質を低下させることなどから、健康寿命を伸ばすことが重要です。

本市の平均寿命、健康寿命は国や大阪府の値を上回っており、今後は、健康寿命のさらなる延伸を図るとともに、どのような健康状態であっても、すべての市民が心豊かに生活できるよう、個人を取り巻く社会環境の整備やその改善を通じて、生活の質の向上をめざしていくことが重要です。

本市では「健康づくり都市宣言」のもと、市民の健康増進や病気の予防・早期発見につながるさまざまな取組を進めてきました。また、「北大阪健康医療都市（健都）」における健康・医療に関する資源の集積を生かした健康づくりの取組や医療イノベーションの創出に向けた環境づくりなど、循環器病予防をはじめとした健康・医療のまちづくりに取り組んでいます。

心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、生涯を通じて市民一人ひとりが日ごろから健康づくりに取り組むことが重要です。健都ならではの長を生かした健康づくりや、社会全体で、意識せずとも自然と「健康」につながる環境の整備を進める必要があります。また、高齢化による医療ニーズの増加・多様化に対応しながら、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制の充実を図る必要があります。

令和2年度（2020年度）に設置した市保健所は、市民の命と健康を守るため、設置当初から新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、感染に対する不安、行動変容に伴うストレスや雇用不安といった心の健康問題にも対応してきました。結核をはじめとする感染症は個人だけではなく社会全体にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため、その予防や感染拡大を防ぐ措置を講じることが重要です。そのため、すべての市民の感染症に対する理解を深めるとともに、今後新たに発生する感染症等に備え、その権限や専門性を生かし、きめ細かな地域保健サービスを提供することが必要です。引き続き、健康危機管理体制の強化と公衆衛生の一層の向上に努める必要があります。



施策

3-4-1 健康づくりの推進

健康医療部

市民の主体的な健康づくりを支援するため、ライフコースアプローチの視点に基づき、将来を見通して人生の各段階における健康課題に応じた取組を進め、健康意識を高めるとともに、健（検）診などの保健サービスを充実し、生活習慣病等の予防や重症化予防を図ります。また、すべての市民が意識せずとも「健康」につながる仕組みづくりを進めます。

3-4-2 健康で安全な生活の確保

健康医療部

保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、専門的なサービスを展開することで、感染症や食中毒といった健康危機への対応、メンタルヘルスの向上、難病患者の支援、生活衛生関連事業者への衛生指導等を通じて、市民の健康の保持・増進を図ります。

3-4-3 地域医療体制の充実

健康医療部

市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医等の定着促進や「上手な医療のかかり方」に関する啓発、かかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。また、大阪府医療計画等に基づき、将来の医療需要に見合った医療提供体制の構築に向けた病院機能の分化・連携などを推進するとともに、病院や診療所、薬局などの監視、指導等を行い、地域の医療安全の推進を図ります。

3-4-4 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進

健康医療部

さまざまな医療関連資源が集積する健都の特長を生かし、健康・医療情報の利活用によるデータヘルスの推進、健康的なライフスタイルを無理なく生活の中に取り込めるような環境づくりなど、健都ならではの健康づくりの取組を進めます。また、医療イノベーションの創出に向け、国立循環器病研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所と医療・健康関連産業などとの連携を促進するための環境を整え、産学官民連携の取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目標 (R10)
3-4-1	特定健康診査(吹田市国保健康診査)の受診率	46.0% (H28年度)	41.2%	60%
3-4-1	<u>吹田市 30歳代健診及び国保健診の問診において、「運動や食生活などの生活習慣を改善するつもりはない」と回答した人の割合</u>	<u>男性：32.0% 女性：22.9% (H28年度)</u>	<u>男性：28.4% 女性：20.4%</u>	<u>男性：25.0%以下 女性：17.0%以下</u>
3-4-1	<u>受動喫煙にあわなかったと答えた人の割合</u>	=	34.4%	40.0%
3-4-2	<u>結核罹患率(人口10万対)</u>	14.8	8.2	6.0以下
3-4-3	地域医療推進に関する講演会などの参加者数(累計)	210人	463人	1,600人
3-4-3	<u>かかりつけ医をもつ人の割合</u>	<u>55.3% (H28年度)</u>	<u>57.0% (R2年度)</u>	60%
3-4-4	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	0件 (H30年度 事業開始)	1,501件	<u>1,035件 (改訂前：180件)</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○健康すいた21 ○国民健康保険データヘルス計画 ○新型インフルエンザ等対策行動計画 ○自殺対策計画
○食品衛生監視指導計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 1 子育てしやすいまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

安心して子供を産み育てられ、
すべての子供がすこやかに育つことができるまち

現状と課題

近年、本市では就学前児童数は減少傾向に転じていますが、共働き家庭の増加などにより、保育所などの利用希望者は増加しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えており、子育てに関する相談件数が年々増加しています。さらに、妊産婦や子供及びその家庭が抱える問題の多様化とともに、児童虐待、子供の貧困への対策が課題となっており、その解決のための体制づくりが求められています。

本市では、これまで、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、地域の子育て支援の拠点施設として、のびのび子育てプラザを設置し、保育所などの地域子育て支援センターとともに、子育て相談や一時預かりの実施、保護者同士の交流の場の提供などに取り組んできました。また、「吹田版ネウボラ」として、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない包括的な相談支援体制を構築し、子育ての負担や不安の解消に努めてきました。さらに、療育の拠点施設として、こども発達支援センターを設置し、一人ひとりの特性に応じた早期療育を進めてきました。

引き続き、就学前の教育・保育の質の向上を図るとともに、働きながら子育てができる環境の整備や、地域における子育て支援のさらなる充実を図る必要があります。また、療育や医療的ケアが必要な子供への対応や、ひとり親家庭、ヤングケアラーがいる家庭への支援、虐待の未然防止・早期発見に努めるなど、子供やその家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。



施 策

4-1-1 就学前の教育・保育の充実 児童部

多様な保育ニーズに対応しながら、保育所や認定こども園などの整備を進めるとともに、子供一人ひとりのすこやかな育ちを保障する質の高い教育・保育の充実を図ります。

4-1-2 地域の子育て支援の充実 児童部

妊産婦や保護者の負担や不安を軽減するため、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供する機会や相談体制の充実を図ります。また、訪問支援や育児教室、一時預かりなど、地域での子育て支援を切れ目なく行うとともに、子育てに関する情報を積極的に発信し、保護者が必要とする子育て支援サービスにつなげます。

4-1-3 配慮が必要な子供・家庭への支援 児童部・福祉部

発達に支援を必要とする子供や医療的ケアを必要とする子供、ひとり親家庭、生活困窮世帯の子供、ヤングケアラーがいる家庭など、配慮が必要な子供や家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、児童虐待の未然防止・早期発見のため、相談・啓発などに取り組みます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目 標 (R10)
4-1-1	保育所などの待機児童数	55 人 (H30 年度)	0 人	0 人
4-1-2	「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	3,510 人	5,978 人	5,000 人
4-1-2	<u>乳幼児健診の問診における今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う親の割合</u>	<u>95.9%</u>	<u>97.2%</u>	<u>98%</u>
4-1-3	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、 <u>助産師</u> 、民生委員・児童委員などが <u>訪問や</u> 面談を行った割合	72.2%	86.0%	<u>100%</u> (改訂前: 80%)
4-1-3	「ひとり親家庭 <u>就業</u> 相談」における <u>就業支援</u> の利用により就業につながったひとり親の <u>割合</u>	<u>87%</u> (20 人)	<u>69.6%</u> (16 人)	<u>100%</u> (改訂前: 50 人)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○子ども・子育て支援事業計画 ○子供の夢・未来応援施策基本方針 ○障がい児福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 2

学校教育の充実したまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

子供たちが新しい時代を生き抜くために必要となる学力、人間性、体力を育むことができるまち

現状と課題

本市では、就学前から義務教育までを一体的に捉え、知識の習得だけではなく、主体的・対話的で深い学びを大切にしながら、さまざまな教育活動を通じた小中一貫教育を進めてきました。

子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化していく中、これまでにはない多様化・複雑化したさまざまな課題への対応が求められます。そのためには、学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や、さまざまな課題に対応できる思考力・判断力・表現力等、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育む必要があります。

また、いじめや不登校、子供の体力の低下への取組は喫緊の課題であり、子供たちのさまざまな悩みに対応するとともに、食育や体力づくりなどの取組を進め、豊かな心やすこやかな体を育むことが重要です。さらに、教育費の負担軽減など、経済的に援助が必要な家庭に対する支援を行う必要があります。

学校教育に求められる役割が増大する中において、それぞれの子供に応じた質の高い教育を提供し、魅力ある学校づくりを進めるためには、教員の担うべき業務を整理し、本来の職務に専念できる環境整備に向けた抜本的な改革が必要です。

学校施設の多くは建設から 30 年以上が経過しています。平成 27 年度(2015 年度)には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、令和 14 年(2032 年)には築 50 年を超える学校施設が約 8 割を占めることから、子供たちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を計画的に進める必要があります。



施 策

4-2-1 学校教育の充実 学校教育部

新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、ICT教育、英語教育、食育・体力づくり、読書活動など教育内容の充実を図ります。また、いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりへの対応や特性のある子供の課題に応じた支援体制の充実・新たな学びの場の構築など学校の魅力向上に取り組みます。それに向けて、教職員が本来業務である教育活動に集中できる働きやすい環境を整えます。あわせて、就学援助など、安心して学ぶことができる取組を進めます。

4-2-2 学校教育環境の整備 学校教育部

学校施設の適切な管理を行うとともに、校舎や体育館の大規模改修やインクルーシブ教育の推進に向けた安全かつ快適で、一人ひとりの教育的ニーズに対応できる教育環境を整備します。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指 標 名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目 標 (R10)
4-2-1	授業で学習したことが将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小：87.1% 中：78.4%	小：90.3% 中：84.7%	小：95% 中：86%
4-2-1	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小：86.6% 中：80.6%	小：85.3% 中：84.9%	小：92% 中：86%
<u>4-2-1</u>	<u>いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小・中学生の割合</u>	<u>小：96.1% 中：91.5%</u>	<u>小：95.8% 中：95.3%</u>	<u>100%</u>
4-2-2	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	18.2%	71.6%	100% (R7年度まで)
4-2-2	小・中学校のトイレ改修の実施率	41.5%	100%	100% (R2年度まで)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○教育振興基本計画 教育ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 3

青少年がすこやかに育つまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

家庭、地域、学校の連携・協働のもと、
青少年のすこやかな成長を支えるまち

現状と
課題

近年、核家族化の進展、地域社会とのつながりや人間関係の希薄化などによる、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。また、いじめや不登校、ひきこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっています。留守家庭児童育成室では入室を希望する児童が増加する一方で、職員体制の確保が困難となっており、放課後の児童の居場所の確保が課題となっています。

そのような中、本市では、子供たちの放課後の居場所や自然体験、交流活動などができる環境の充実を図ってきました。また、地域では、青少年の見守り活動などの取組が活発に行われてきましたが、コロナ禍で地域活動を行うことができない期間があったことも影響し、青少年を支える担い手の確保が難しくなっています。青少年のすこやかな成長を支えるためには、家庭、地域、学校がより一層連携を強化しながら、取組の充実を図ることが重要です。

青少年が地域でのさまざまな活動や体験を通じて、社会性や自立性を育むことができる環境づくりや、非行防止に向けた啓発や指導者育成を行うとともに、ひきこもりなどの課題を抱える青少年に対する支援を行う必要があります。また、放課後の子供たちが安心して過ごし、学び、遊ぶことのできるよう、学校や地域での多様な居場所の充実を図る必要があります。



施策

4-3-1 青少年の健全育成

地域教育部

青少年の健全育成を図るため、地域での見守りや指導を行うとともに、青少年の仲間づくりや主体的な活動を支援するため、さまざまな体験・活動の機会を提供します。また、ひきこもりなどさまざまな課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図ります。

4-3-2 放課後の居場所の充実

地域教育部・児童部

留守家庭児童育成室への入室を希望する児童の確実な受け入れを行い、「太陽の広場」などとの連携強化を図りながら、学校や地域の実情に応じて安心安全に過ごすことができる子供の多様な居場所を確保し、さまざまな体験・活動の機会を提供します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目標 (R10)
4-3-1	青少年指導者講習会の年間受講者数	268 人	203 人	350 人
4-3-1	青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数	13.6 万人	8.1 万人	14 万人
4-3-2	留守家庭児童育成室の受入 <u>及び待機</u> 児童数	受入：3,236 人 待機：0 人	受入：4,400 人 待機：11 人	受入：4,600 人 待機：0 人
4-3-2	太陽の広場などの年間参加者数	20.7 万人	11.6 万人	22.7 万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○教育振興基本計画 教育ビジョン ○子ども・子育て支援事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 4

生涯にわたり学べるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

いつでも、どこでも、だれでも、
さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまち

現状と
課題

本市には、図書館や地区公民館など、生涯学習活動の場となる施設が多数配置されています。市内の大学などにおいても、身近に受講できる「市内大学連携講座」などの学習機会が提供されています。

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子供から大人までが心豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな生涯学習活動や多世代交流を通じて、人とのつながりを育むことが重要です。また、市民の学習ニーズの高度化・多様化に対応する必要があります。

そのような中、活動の場となる各施設の連携を強化しながら、あらゆる機会や場所において、生涯にわたって学習できる体制を整える必要があります。また、防災・防犯、環境問題、超高齢社会における介護・健康づくり・医療など現代的課題やその対策に関する学習機会の充実を図るとともに、学習成果を地域に還元できるよう、発表や活用できる場を提供する必要があります。



施策

4-4-1 生涯学習活動の支援

地域教育部

あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関との連携や地域の人材の活用を通じて、さまざまな講座を実施するなど、学習機会の充実を図るとともに、市のホームページや「市報すいた」などにより、学習に関する情報提供を行います。また、学習によって習得した成果について、発表や活用ができる場を提供します。

4-4-2 生涯学習環境の整備

地域教育部

だれもが身近な場所で気軽に学習できるよう、図書館や地区公民館などの学習施設のサービスの充実を図るとともに、施設間の相互の連携を強化します。図書館では、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供することで生涯学習や自由な読書活動を支援します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目標 (R10)
4-4-1	市内大学連携講座の年間延べ受講者数	2,538人	621人	3,000人
4-4-2	地区公民館の年間利用者数 (オンラインによる講座受講者を含む)	43.4万人	23.5万人	46.6万人
4-4-2	図書館の年間入館者数	195.8万人	177.6万人	222万人
4-4-2	市民1人当たりの図書館資料(電子書籍を含む)の年間貸出数	9.59点	10.1点	12点

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 教育振興基本計画 教育ビジョン
- 生涯学習(楽習)推進計画
- 吹田市立図書館サービス基本計画
- 子ども読書活動推進計画
- 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 1 環境先進都市のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

持続可能な社会の実現に向けた先進的な取組が進められ、
良好な生活環境が整ったまち

現状と課題

地球温暖化の進行による気候変動や生物多様性の損失をはじめとするさまざまな環境問題に直面する中、持続可能な社会の実現に向けて、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることや、令和 12 年（2030 年）までに陸と海の 30%以上を保全し健全な生態系を回復する取組などが、国際的に求められています。本市では、これまで地球温暖化対策やごみ減量、生物多様性の保全に関する啓発などの取組を進めてきました。また、公害対策など良好な生活環境の確保に向けた取組を行ってきました。

しかし、世界規模では依然として二酸化炭素の排出量は増加しており、今後一層の地球温暖化の進行が懸念される中、本市においても持続可能な社会の実現のため、エネルギー消費量のさらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、令和 32 年（2050 年）までに市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標に向け、低炭素から脱炭素社会への転換に向けた取組の強化が必要です。さらに、地球温暖化に伴う熱中症による健康被害への対策を含む新たな対応が必要です。

地域資源を活用し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす「地域循環共生圏」の考えのもと、自然共生に向けた取組として、能勢町と連携し、木材利用を促進しています。

市域で排出されるごみは、減少傾向にありましたが、近年は横ばい傾向であり、リサイクル率は目標を下回っています。資源循環の観点から人口増加に伴い増加が懸念されるごみの減量とともに、リサイクル率の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。地震や風水害等で発生する災害廃棄物を円滑に処理する対応も急務となっています。

また、大気や水質、騒音などは環境目標をほぼ達成し、市民意識調査によると快適な生活環境に関する満足度は令和 4 年度（2022 年度）の調査では平成 26 年度（2014 年度）に比べ上昇しています。本市では、駅周辺を環境美化推進重点地区などに指定し、市民や事業者などとポイ捨て、路上喫煙禁止などの取組を進めるとともに、地域の団体と協力しながら、啓発や美化活動を行っています。そのような身近な活動を通じ、環境に対する意識を高める必要があります。

本市の環境政策の基本理念である、MOTTAINAI（もったいない）精神に立ち返り、エネルギーや資源、自然共生を大切にしたライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。



施 策

5-1-1 脱炭素社会への転換の推進 環境部

節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進に率先して取り組むとともに、市民、事業者に対しても、啓発や情報発信を行います。また、開発事業を持続可能な環境まちづくりに誘導します。熱中症による健康被害を回避するため、国とも連携し、基礎調査や啓発活動、情報発信などの取組を進めます。

5-1-2 資源を大切に作る社会システムの形成 環境部

ごみの発生を抑制し、資源の再使用を促進するとともに、リサイクル率の向上を図るため、市民や事業者と連携しながら啓発活動を進めます。また、安定的に廃棄物処理を行えるよう、処理施設の計画的な維持管理・長寿命化を行います。

5-1-3 安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進 環境部

公害及び産業廃棄物の不適正処理の未然防止・早期解決のため、事業者への助言や指導を行います。また、良好な生活環境の維持や環境衛生の充実、自然共生への理解の促進を図るため、啓発活動や情報発信などの取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目標 (R10)
5-1-1	市域の年間エネルギー消費量	18.9PJ (H27年度)	15.4PJ (R2年度)	13.1PJ <u>以下</u>
<u>5-1-1</u>	<u>市域の年間温室効果ガス排出量</u>	<u>1,873千t-CO2</u> (H27年度)	<u>1,358千t-CO2</u> (R2年度)	<u>1,092千t-CO2</u> <u>以下</u>
5-1-1	市域の太陽光発電システム設備容量 (累計)	1.5万kW (H28年度)	2.5万kW	3.5万kW
5-1-2	「マイバッグ」の持参率	44.1%	82.4%	<u>87%</u> (改訂前: 80%)
5-1-2	市民1人当たりの1日のごみ排出量	843g	796g	760g <u>以下</u>
5-1-3	公害に関する苦情を解決した割合	68.1%	78.8%	80%
5-1-3	「環境美化推進団体」の団体数	24団体	45団体	<u>60団体</u> (改訂前: 40団体)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 環境基本計画 ○地球温暖化対策新実行計画 ○一般廃棄物処理基本計画 ○災害廃棄物処理計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 環境基本条例 ○環境の保全等に関する条例 ○廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- 環境美化に関する条例 ○環境まちづくり影響評価条例

政策 1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり

目標

(めざすまちの姿)

地域の特性を生かしたまちづくりが進められ、
みどり豊かで安全・快適に暮らせるまち

現状と
課題

本市では、高度経済成長期における千里ニュータウンの建設や、その後の各地での土地区画整理事業などにより、計画的なまちづくりが進められました。現在は、市域全体が市街化されている一方で、公園、緑地などの公共のみどりや、農地、住宅地など地域で育まれたみどりにより、みどりが調和した都市空間が形成されています。

近年は、住宅団地の建替えや企業用地の土地利用転換により、市街地の機能更新が多くみられ、開発によりみどりの面積は減少しています。また、少子高齢化の進展への対応や、環境負荷の軽減、災害に強い都市の形成などを進めるとともに、良好な住環境の維持・向上に向け、適切な開発誘導や共同住宅をはじめとした既存の建築物の適正管理の促進などを行う必要があります。さらに、都市の中のみどりは、市民の憩いと活動の場となり、防災機能の向上や生物多様性の保全、美しい景観の形成に役立っています。みどりの保全と創出を図るとともに、都市公園の整備・管理を適切に行うことにより、みどりの多様な機能を生かしたまちづくりを進める必要があります。

本市は、市街地が形成された過程や、立地する建築物、そして都市活動や暮らしなどから、異なった特色や個性をもつ地域によって構成されています。地域の特性を生かしながら、みどり豊かで安全・快適な、魅力ある、地域らしさを備えた都市空間を形成していく必要があります。



施策

6-1-1 土地利用誘導と良好な景観形成

都市計画部

地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため、適切な土地利用誘導などに努めるとともに、良好な景観形成に向けた啓発などを進めます。また、住民主体のまちづくり活動に対する支援を行います。

6-1-2 良好な住環境の形成

都市計画部・土木部

良好な住環境の形成を図るため、開発・建築の指導を行うとともに、市街地の整備・再整備を行います。また、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営、マンションの適正な維持管理への支援などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。

6-1-3 みどりの保全と創出

土木部

公共のみどりの適切な管理や、民有地のみどりの保全に向けた制度の充実などにより、今あるみどりを保全します。公共施設の緑化や、公園・緑地の計画的な整備、民有地での緑化に向けた取組の支援などにより、地域の特性を生かした新たなみどりを創出します。公園・緑地については、多様な利用ニーズ、公園施設の管理水準の向上などに対応するための再整備や運営管理の強化などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
6-1-1	まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数〔面積〕	52 地区 [160.9ha]	74 地区 [275.7ha]	<u>78 地区</u> <u>[280ha]</u> (改訂前：75 地区 [230ha])
6-1-1	景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数〔面積〕	20 地区 [88.7ha]	32 地区 [119.7ha]	40 地区 [150ha]
6-1-2	住宅の耐震化率	81.4% (H27 年度)	90.7% (R2 年度)	95%
6-1-2	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	28.7% (H25 年度)	20.2% (H30 年度)	10% <u>以下</u>
<u>6-1-2</u>	<u>倒壊の危険がある空家等の数</u>	<u>122 件</u> <u>(H30 年度)</u>	<u>26 件</u>	<u>解消</u>
<u>6-1-2</u>	<u>長期修繕計画に基づく修繕積立をしているマンション管理組合の割合</u>	<u>60.0%</u> <u>(H30 年度)</u>	<u>62.6%</u> <u>(R3 年度)</u>	<u>75%</u>
6-1-3	公園などの面積	358.8ha	360.3ha	361.6ha
6-1-3	「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数	28 団体	31 団体	60 団体

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○都市計画マスタープラン ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画 ○住生活基本計画
○空家等対策計画 2020 ○マンション管理適正化推進計画 ○市営住宅長寿命化計画 ○みどりの基本計画
○都市公園等整備・管理方針

▶▶▶ 関連する主な条例

○景観まちづくり条例 ○屋外広告物条例 ○開発事業の手続等に関する条例（好いたすまいる条例）
○マンションの管理の適正化の推進に関する条例 ○空家等の適切な管理に関する条例
○みどりの保護及び育成に関する条例 ○都市公園条例

政策 2 安全・快適な都市を支える基盤づくり

目標

(めざすまちの姿)

道路、水道、下水道などの適切な維持や、公共交通の利便性の向上により、だれもが安全・快適に暮らせるまち

現状と課題

本市は、道路、水道、下水道などの都市施設が計画的に整備されてきました。また、複数の鉄道路線や幹線道路が市内を通っているなど、都市基盤が一定整った状況にあります。最近では、地震のほか、豪雨等の災害が頻発しており、都市基盤のさらなる強化が求められています。また、感染症の感染拡大により、公衆衛生を保持する観点から水道・下水道の重要性が再認識されています。

都市施設は建設から 50 年以上経過したものが多くなってきており、老朽化への対応が急務となっています。都市施設を適切に維持管理するとともに、災害への備えや環境負荷の軽減、バリアフリー化の推進などにも配慮しながら、更新・長寿命化を計画的に進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う新しい生活様式の浸透等、公共交通を取巻く環境は年々厳しさを増しています。だれもが安心して移動できる手段として、今ある公共交通を維持し未来につないでいくため、利用者・事業者・行政が共に支え一体となって取り組むことが必要です。さらに、近年、自転車の利用が増えている中、自転車の通行空間の整備や利用者のマナー向上などが求められています。歩行者や自転車が安全で快適に移動できる環境を整備するとともに、交通ルールの周知徹底を進める必要があります。



施策

6-2-1 道路などの整備 土木部

安全で快適な道路環境を確保するため、歩道などのバリアフリー化や街路樹の再整備を進めるとともに、計画的に道路や橋、街路樹の適切な維持管理を行います。また、都市計画道路の整備を進めます。

6-2-2 水道の整備 水道部

安全な水を供給し続けるため、より効果的な調査、点検等により水道施設を適切に維持管理します。また、さらなる水道システムの強靱化に向けて、計画的な更新や耐震化などを進めるとともに、水道施設の再構築に取り組みます。

6-2-3 下水道の整備 下水道部

快適な生活や環境を守るため、官民連携により下水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新・長寿命化に取り組みます。また、地震や豪雨などの災害リスクを軽減するため、施設の耐震化や浸水被害の軽減対策などを進めます。

6-2-4 交通環境の整備 土木部

利用者・事業者・行政が一体となって持続可能で利便性・安全性の高い公共交通ネットワークの実現に取り組みます。また、自転車を安全・快適に利用できる通行空間や自転車駐車場などの確保を進めるとともに、交通ルールの啓発に取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目標 (R10)
6-2-1	バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路などの整備延長	8.3km	15.7km	17km
6-2-1	都市計画道路の整備率	91%	93%	96%
6-2-2	水道管路の更新延長	7.2km	48.7km	93km
6-2-2	水道基幹管路の耐震化率	41.9%	49.5%	58%
6-2-3	下水道管路の更新及び長寿命化延長	23.9km	42.7km	65km
6-2-3	雨水排水施設の整備率（1時間に約50mmの降雨に対応）	54.0%	54.09%	55%
6-2-4	自転車通行空間の整備延長	0.9km	7.7km	25km (改訂前：40km)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 都市計画マスタープラン ○バリアフリー基本構想 ○バリアフリー道路特定事業計画
- 自転車利用環境整備計画 中間見直し ○公共交通維持・改善計画 ○すいすいビジョン 2029
- 水道施設マスタープラン ○下水道事業経営戦略 2019 ○公共下水道事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 自転車等の放置防止に関する条例 ○水道条例 ○下水道条例

政策 1 地域経済の活性化を図るまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

地域経済の活性化が図られ、だれもが働きやすい環境が整ったまち

現状と課題

本市は、多くの企業が立地する産業集積都市としての側面をもち、「北大阪健康医療都市（健都）」では、国際級の複合医療産業拠点の形成も進められています。また、開業率は全国的にみて高い水準となっています。

地域の産業は、市民の雇用を確保するとともに、市民の暮らしを支える基盤でもあります。近年、経済のグローバル化による競争激化など社会経済状況が厳しさを増す中、感染症を含む災害への備えやデジタル化への対応も求められており、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業への支援を進めていく必要があります。商店街においては、市民の暮らしを支え、コミュニティの核ともなる魅力ある商店街づくりに向けた支援が必要です。また、都市における農地は、貴重なみどりの空間や自然とのふれあいの場などとしても役立っており、都市と調和する農業の振興が求められています。

雇用・労働環境においては、少子高齢化による労働力人口の減少や不安定雇用などが社会問題となっています。働く意欲のあるすべての人々が、雇用形態にとらわれず多様な働き方ができる環境づくりが求められています。本市では、「JOB ナビすいた」などで、働く意欲がありながらさまざまな課題を抱える就職困難者に対する支援を行っており、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援のさらなる充実を図る必要があります。また、介護、保育など特定分野では恒常的な人材不足となっており、求職者とのミスマッチの解消に向けた取組が必要です。さらに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、だれもが働きやすい環境づくりへの支援が必要です。



施 策

7-1-1 産業振興と創業支援 都市魅力部

中小企業などの経営の安定や事業拡大、創業者の育成や定着に向けた支援を行います。また、魅力ある商業地づくりに向けて、空き店舗の活用への支援を行います。さらに、農地のさまざまな機能を活用しながら、都市農業の振興に取り組みます。

7-1-2 就労と働きやすい環境づくりへの支援 都市魅力部

就労相談や職業紹介などの充実を図り、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うとともに、事業者の人材確保に向けた支援に取り組みます。また、働き方改革で求められる労働環境の改善に向けた相談や啓発などを行います。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目 標 (R10)
7-1-1	開業率と廃業率の差	△2.4ポイント (H28年度)	—	3ポイント
<u>7-1-1</u>	<u>市内の事業所数</u>	<u>11,526事業所</u> (H28年度)	<u>11,703事業所</u> (R3年度)	<u>11,700事業所</u>
7-1-1	商店街及び小売市場における空き店舗率	9.3%	9.2%	7% <u>以下</u>
7-1-2	JOB ナビすいたを活用した年間就職者数	612人	177人	630人
7-1-2	「障がい者就職応援フェア」への参加者数	52人	32人	85人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 商工振興ビジョン ○農業振興ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

- 産業振興条例 ○企業立地促進条例

政策 2

文化・スポーツに親しめるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

文化やスポーツを通じて、より豊かな市民生活を営める魅力あるまち

現状と
課題

文化やスポーツは、市民の生きがいや健康づくりにつながり、市民生活を豊かにするとともに、活動を通じて地域コミュニティの形成にも貢献しています。

本市は、文化会館（メイシアター）など、文化・芸術にふれられる環境が整っていると同時に、地域では、市民サークルなどによるさまざまな文化活動が行われています。また、地域には、文化活動や日々の暮らしの中で、形づくられてきた多くの文化資源があります。市民主体の文化活動への支援を行うとともに、文化や芸術にふれることができる機会の充実や文化財の保存活用を図る必要があります。

また、多文化共生を推進し、地域に暮らす国籍や民族、文化の異なる市民が、違いを認め合いながら共に暮らす社会を実現するため、都市間交流も含め多角的な取組を進めることが重要です。

近年、健康づくりの取組が注目される中、スポーツや運動は誰もが生涯にわたって親しみ、健康寿命の延伸や地域のつながりを深めるものとして、重要な役割を担っています。また、地域では、市民主体のさまざまなスポーツ活動が活発に行われています。健康寿命の延伸に向けた運動の習慣化への支援や子供から高齢者までそれぞれの体力、年齢、目的に応じたスポーツ活動が進められるよう、地域との連携のもと、スポーツに親しめる機会の充実や指導者の育成を図る必要があります。



施 策

7-2-1 文化の振興

都市魅力部

文化会館（メイシアター）などの身近な場所で文化や芸術にふれることができる機会を提供するとともに、市民の文化活動への支援を行います。また、多文化共生推進のためのさまざまな取組や都市間の文化交流を進めます。

7-2-2 文化財の保存と活用

地域教育部

地域の文化に関する調査研究を行うとともに、文化財を適切に保存します。また、市内のさまざまな文化財の活用及び博物館の有する多様なコンテンツのデジタル化を図り、市民の文化活動などを支援します。

7-2-3 地域におけるスポーツの振興

都市魅力部

地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、指導者の育成を行うなど、市民が気軽にスポーツに参加できる機会の充実に取り組みます。また、体育施設を適切に管理し、スポーツに親しめる環境づくりを進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目標 (R10)
7-2-1	文化会館（メイシアター）の年間入館者数	48.6 万人 (H28 年度)	28.2 万人	50 万人
<u>7-2-1</u>	<u>市の文化事業に出演・出展した市民の延べ人数</u>	＝	<u>2,525 人</u>	<u>2,650 人</u>
<u>7-2-1</u>	<u>外国人等支援施策において支援した延べ人数</u>	＝	<u>273 人</u>	<u>500 人</u>
7-2-2	吹田市立博物館の年間入館者数	3.4 万人	1.5 万人	3.5 万人
7-2-3	スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数	7.5 万人	2.2 万人	9.5 万人
7-2-3	「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数（累計）	4,099 人	4,423 人	5,000 人
<u>7-2-3</u>	<u>各スポーツ施設及び学校体育施設開放事業の年間延べ利用者数</u>	<u>187 万人</u>	<u>145.3 万人</u>	<u>187 万人</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○文化振興基本計画 ○多文化共生推進指針

▶▶▶ 関連する主な条例

○文化振興基本条例 ○文化財保護条例 ○吹田市立博物館条例

政策 3 市民が愛着をもてるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

まちのさまざまな魅力の向上により、市民が愛着や誇りをもち、
住み続けたいと思えるまち

現状と
課題

本市は、高い交通利便性や豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業や大学が立地しているとともに、市立吹田サッカースタジアムや万博記念公園があることなどから、多くの人を訪れるまちでもあり、今後開催予定の「2025 大阪・関西万博」を活用するなど、同公園周辺エリア等の一層の活性化や魅力の向上・発信が求められます。さらに、「すいたフェスタ」をはじめとするイベントが盛んであるなど、暮らしにおけるさまざまな面で充実していることが本市の特徴となっています。

市民が愛着や誇りをもち、「住み続けたい」「離れても戻りたい」と思えるまちに向けて、「シティプロモーションビジョン」に基づき、今あるまちの魅力のさらなる向上や新たな魅力づくりに取り組む必要があります。また、市民がまちの魅力を感じられる機会を充実させることで、本市の魅力が市民から市内外へ広がるよう仕掛けていくことが重要です。

本市は、5つの大学などが立地しており、大阪府内で学生数が最も多く、さまざまな場面で活気をもたらされるなど、まちの魅力向上につながっています。また、市立吹田サッカースタジアムは、Jリーグ「ガンバ大阪」のホームスタジアムであり、レベルの高いプロの試合を身近に体感できるなど、本市の新たな魅力の1つとなっています。市民のまちへの愛着の醸成に向けては、そのような本市独自の強みを積極的に活用していくことも重要です。



施 策

7-3-1 魅力の向上と発信 都市魅力部

今ある本市の強みをさらに伸ばしていくとともに、市民との連携や市民同士の関わりを深めながら、新たな魅力づくりに取り組みます。また、地域資源を活用しながら、市民がまちの魅力を感じ、住み続けたいと思える機会の充実を図るとともに、多様な手法による効果的な魅力の発信に取り組みます。

7-3-2 本市独自の強みを生かしたまちづくり 都市魅力部

大学との連携を進め、豊富な人材、情報、技術などのまちづくりへの活用を図るとともに、学生による主体的な貢献を促進します。また、さまざまな団体との連携を深めながらガンバ大阪のホームタウン活動を盛り上げ、地域ぐるみでの応援の機運を高めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策 定 時 (H29)	改 訂 時 (R4)	目 標 (R10)
7-3-1	<u>すいたフェスタへの協賛・協力団体数 (R元年度までは「吹田まつり」)</u>	536 団体	379 団体	600 団体
<u>7-3-1</u>	<u>すいたフェスタへの来場者数</u>	=	<u>1.7 万人</u>	<u>2 万人</u>
7-3-1	「情報発信プラザ (Inforest すいた)」への年間入場者数	39.5 万人	25.1 万人	45 万人
<u>7-3-1</u>	<u>すいたんを用いた SNS などのフォロー数</u>	<u>1.1 万人</u>	<u>2 万人</u>	<u>2.5 万人</u>
7-3-2	大学との連携による <u>市民対象の</u> 事業やイベントなどの年間実施回数	96 回	153 回	120 回
<u>7-3-2</u>	<u>連携授業等への参加を契機に市政への参画意欲が向上した学生の割合</u>	=	<u>62.8%</u>	<u>70%</u>
7-3-2	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数	2,032 人	8,202 人	<u>10,000 人</u> (改訂前: 5,000 人)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○シティプロモーションビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 1 行政資源の効果的活用

目標

(めざすまちの姿)

限られた財源や人材などの行政資源が有効活用され、新たな行政課題に柔軟に対応しながら、持続可能な行政運営が行われているまち

現状と課題

本市の人口は、長期的には少子高齢化に伴って減少に転じることが予測され、市税収入の減少や、社会保障関係経費の増加が見込まれています。また、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中する時期を迎えています。

中核市への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を含め、幅広い事務を実施することになりました。今後さらに、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりを進めていくとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。広域対応が有効な分野では、隣接する中核市4市（西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市）の「NATSJ」など、他自治体との連携を進めています。PDCA サイクルのもと、実施した取組の成果や課題を検証したうえで、その結果を翌年度以降の取組につなげていく必要があります。

公共施設については、最適な整備・配置・維持保全を行い、トータルコストの縮減や財政負担の平準化に努める必要があります。また、市民の利便性を向上させるため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進することも喫緊の課題となっています。

時代の変化を見据え、柔軟に行政課題に対応できる人材の確保・育成に努めるとともに、DX も含め行政運営の効率化を図る取組を推進することで、限られた財源と人材の有効活用を図り、平常時はもとより災害発生や感染症感染拡大などの非常時においても持続可能な組織づくりを進める必要があります。



施策

8-1-1 効果的・効率的な行財政運営の推進

行政経営部

行政評価の取組を強化しながら、その結果を実施計画、予算に反映し、行政課題に効果的・効率的に対応します。また、中核市としての権限の発揮や、「NATS」など近隣自治体との広域連携に努めます。
あわせて、民間活力の導入も含めた業務プロセスの改善によって、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。

8-1-2 公共施設の最適化

都市計画部

学校や公民館などの一般建築物のほか、道路や上下水道なども含めた公共施設について、日常的な維持管理や老朽化した施設の更新などを適切に行うとともに、施設の複合化や集約化、公有地の利活用を図るなど、総合的かつ計画的な管理を進めます。

8-1-3 働きやすい職場づくり・人材育成の推進

総務部

時代の変化を見据えながら、行政課題に適切かつ柔軟に対応できる職員の育成をめざします。また、市民対応能力や政策立案能力の向上など、職員の能力開発に資する職員研修の充実や人事評価制度の活用などを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現など、職員が働きやすい職場づくりを進めます。

8-1-4 ICTの利活用

行政経営部

市民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、オンラインでの申請・使用料支払いなど、ICTの利活用とデジタルデバйд対策を進め、自治体DXの推進を図ります。災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、ICT技術のさらなる進展や普及に伴うリスクの複雑化に対応するため、職員への研修をはじめとして、情報セキュリティ管理の強化を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	改訂時 (R4)	目標 (R10)
8-1-1	財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合	15.2% (H28年度・106.3億円)	18.2% (143.0億円)	20%確保 (改訂前:100億円)
8-1-1	公債費比率	7.5% (H28年度)	8.3%	10%以下
8-1-2	一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合	0%	100%	100%
8-1-2	公共施設(一般建築物)の改修や建替えをした件数	=	21件	130件
8-1-3	職員1人当たりの年間研修受講回数	5.9回	6.4回	7回
8-1-3	年間の時間外勤務時間数が360時間以下の職員数の割合	=	89.6%	100%
8-1-4	ICTを活用した行政サービスの稼働休止時間	144分	0分	0分
8-1-4	電子化対応済の行政手続におけるオンライン申請件数の割合	=	18.4%	30%

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 公共施設総合管理計画 ○公共施設(一般建築物)個別施設計画 ○情報化推進計画 ○人材育成基本方針
○職員体制計画 ○みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を目指して～ ○障がい者活躍推進計画

▶▶▶ 関連する主な条例

IV. 市民意識指標（体系別）

市民の意識や行動、満足度などを市民意識指標として設定します。市民意識指標は、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざします（表1）。

表1 市民意識指標及び関連政策

No.	指標名	H26年度	H30年度	R4年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
市全体の取組の向上を示す指標							
1	今住んでいるところが気に入っている、住み続けようと思っている市民の割合	57.8%	59.8%	61.4%	70%	-	-
2	市の窓口サービスに満足している市民の割合	16.3%	18.7%	17.6%	50%	-	-
【大綱1】人権・市民自治							
3	人権意識が向上していると思う市民の割合	21.7%	30.0%	36.1%	30%	1-1	4-2
4	男女がともに個性や能力を發揮できている社会になってきていると思う市民の割合	30.8%	34.2%	37.2%	50%	1-1	4-1
5	市報すいた、ケーブルテレビ、ホームページなど、市が発信する情報に満足している市民の割合	25.9%	29.4%	38.9%	41%	1-2 8-1	7-3
6	何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	4.0%	2.9%	3.3%	8%	1-2 8-1	-
<u>7</u>	<u>過去一年間に一度以上、地域活動に参加したことがある市民の割合</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>50%</u>	<u>1-2</u>	<u>3-3</u> <u>4-3</u>
【大綱2】防災・防犯							
8	地震や風水害などへの対策に満足している市民の割合	19.0%	22.2%	25.8%	70%	2-1	6-2
9	災害に備えている市民の割合	27.7%	34.8%	42.9%	75%	2-1	1-2 3-3
10	治安が良いと感じる市民の割合	42.8%	48.5%	57.2%	70%	2-2	4-3
【大綱3】福祉・健康							
11	何らかの社会参加をしている高齢者の割合	59.5%	65.5%	55.2%	70%	3-1	1-2 3-3
<u>12</u>	<u>高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援に満足している市民の割合</u>	<u>13.3%</u>	<u>18.9%</u>	<u>19.9%</u>	<u>25%</u>	<u>3-1</u>	<u>3-3</u>
13	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスに満足している市民の割合	13.7%	16.8%	19.6%	18%	3-2	3-3 4-1

No.	指標名	H26年度	H30年度	R4年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
【大綱3】福祉・健康							
14	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉に満足している市民の割合	12.7%	16.4%	18.4%	24%	3-3	3-1 3-2
15	保健事業や健康づくりに満足している市民の割合	14.8%	21.5%	20.0%	18%	3-4	—
【大綱4】子育て・学び							
16	安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合	62.3%	63.0%	70.4%	75%	4-1 4-2 4-3	3-2 3-3 3-4
17	学校教育に満足している市民の割合	20.9%	23.9%	25.7%	50%	4-2	3-2
18	一年間で何らかの学習活動を行った市民の割合	—	35.2%	39.3%	50%	4-4	7-2
【大綱5】環境							
19	快適な生活環境の確保に満足している市民の割合	26.6%	31.7%	34.4%	40%	5-1	—
20	ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	25.1%	29.9%	29.9%	40%	5-1	—
【大綱6】都市形成							
21	まちなみが美しいと感じる市民の割合	58.6%	60.7%	66.6%	70%	6-1 6-2	5-1
22	みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	61.4%	62.1%	66.9%	67%	6-1	5-1
23	鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合	54.5%	58.5%	60.2%	60%	6-2	—
【大綱7】都市魅力							
24	商工業の振興に満足している市民の割合	10.8%	16.5%	17.3%	15%	7-1	—
25	芸術文化を親しめる環境として満足している市民の割合	15%	17.0%	17.0%	20%	7-2	4-4
26	20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	36.7%	35.7%	44.3%	50%	7-2	3-4 4-4
27	市の魅力を伝える取組に満足している市民の割合	7.5%	10.2%	13.0%	15%	7-3	—

令和 5 年度吹田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 1 2, 0 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 1, 8 4 7, 8 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		769,097	977	770,074
	1 分担金	1	977	978
14 国庫支出金		32,385,186	40,372	32,425,558
	1 国庫負担金	26,329,464	35,635	26,365,099
	2 国庫補助金	5,962,927	4,737	5,967,664
15 府支出金		11,891,071	443,014	12,334,085
	1 府負担金	8,579,830	17,817	8,597,647
	2 府補助金	2,583,603	425,197	3,008,800
17 寄附金		1,559,300	736,933	2,296,233
	1 寄附金	1,559,300	736,933	2,296,233
18 繰入金		13,238,334	155,973	13,394,307
	1 基金繰入金	13,173,344	155,973	13,329,317
19 諸収入		3,377,107	501	3,377,608
	5 雑入	2,513,827	501	2,514,328
20 市債		8,913,700	34,300	8,948,000
	1 市債	8,913,700	34,300	8,948,000
歳入合計		160,435,742	1,412,070	161,847,812

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		76,518,683	995,429	77,514,112
	1 社会福祉費	28,906,204	465,585	29,371,789
	2 児童福祉費	33,443,954	512,295	33,956,249
	6 国民健康保険費	2,943,990	17,549	2,961,539
4 衛生費		17,426,530	10,798	17,437,328
	1 保健衛生費	10,569,023	10,798	10,579,821
7 商工費		1,423,370	359,890	1,783,260
	1 商工費	1,423,370	359,890	1,783,260
8 土木費		16,003,343	40,992	16,044,335
	2 道路橋梁費	2,283,606	2,867	2,286,473
	5 都市計画費	9,607,731	38,125	9,645,856
10 教育費		16,819,066	3,007	16,822,073
	1 教育総務費	5,411,577	2,507	5,414,084
	2 小学校費	2,690,546	500	2,691,046
14 災害復旧費		—	1,954	1,954
	1 農林水産業施設 災害復旧費	—	1,954	1,954
歳出合計		160,435,742	1,412,070	161,847,812

第 2 表 繰越明許費

款	項
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
出産・子育て応援ギフト支給業務	令和 6 年度～令和 10 年度
医療的ケア看護師派遣業務	令和 5 年度～令和 6 年度
太陽の広場委託モデル事業運営業務	令和 5 年度～令和 7 年度
旧西尾家住宅保存修理・耐震対策第 1 期工事	令和 6 年度～令和 8 年度
吹一地区公民館及び吹一地区高齢者いこいの間 移 転 建 替 工 事 設 計 業 務	令和 5 年度～令和 6 年度

(4)

事業名	金額
公園等整備事業	千円 121,909

限度額	備考
千円 1,090,406	
33,648	
17,436	
24,247	
29,887	

(5)

第 4 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法				
				区分	償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
公園整備事業	千円 150,300	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。

補 正 後							
限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法				
			区分	償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 184,600	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

目	補正前の額	補正額	計
2 災害復旧費分担金	—	977	977
計	1	977	978

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	24,825,997	35,635	24,861,632
計	26,329,464	35,635	26,365,099

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	2,027,611	539	2,028,150
3 衛生費国庫補助金	1,022,445	4,198	1,026,643
計	5,962,927	4,737	5,967,664

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

1 民生費府負担金	8,546,826	17,817	8,564,643
計	8,579,830	17,817	8,597,647

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 農林水産業施設災害復旧費分担金	977	

6 自立支援介護医療費負担金	34,604	基本額 69,208×1/2
12 産前産後保険料負担金	1,031	基本額 2,061×1/2

21 障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金	539	基本額 1,078×1/2
9 出産・子育て応援交付金	4,198	基本額 4,198×10/10

4 自立支援介護医療費負担金	17,302	基本額 69,208×1/4
8 産前産後保険料負担金	515	基本額 2,061×1/4

(款) 12 分担金及び負担金 (項) 1 分担金
～ (款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費府補助金	2,191,694	424,220	2,615,914
9 災害復旧費府補助金	—	977	977
計	2,583,603	425,197	3,008,800

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1,558,400	736,933	2,295,333
計	1,559,300	736,933	2,296,233

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	8,316,127	155,973	8,472,100
計	13,173,344	155,973	13,329,317

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	2,513,819	501	2,514,320
計	2,513,827	501	2,514,328

(款) 20 市債

(項) 1 市債

4 土木債	2,781,300	34,300	2,815,600
計	8,913,700	34,300	8,948,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
6 乳幼児医療費助成事業費補助金	28,921	基本額 57,842×1/2
14 介護施設等の整備に関する事業補助金	214,093	基本額 214,093×10/10
17 介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金	181,206	基本額 181,206×10/10
1 耕地事業補助金	977	基本額 1,954×1/2

1 一般寄附金	736,933	

1 財政調整基金繰入金	155,973	

7 雑入	501	

5 公園整備債	34,300	公園整備事業

(款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金 ~ (款) 20 市債 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
歳入合計	160,435,742	1,412,070	161,847,812

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 老人福祉費	1,484,102	395,299	1,879,401	395,299		
12 障害者福祉費	679,884	1,078	680,962	539		
13 障害福祉自立 支援事業費	11,934,152	69,208	12,003,360	51,906		
計	28,906,204	465,585	29,371,789	447,744		

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 児童福祉総務 費	1,972,354	47,190	2,019,544			
9 子ども医療助 成費	1,601,603	465,105	2,066,708	28,921		
計	33,443,954	512,295	33,956,249	28,921		

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	395,299	介護施設等の整備に関する事業補 助金ほか
539	12 委 託 料	1,078	障がい者福祉システム改修業務委 託料
17,302	19 扶 助 費	69,208	更生医療給付費
17,841			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
47,190	18 負担金、補助及び 交付金	12,036	民営化園建替に伴うアスベスト除 去等補助金
	22 償還金、利子及び 割引料	35,154	過年度国庫支出金返還金
436,184	19 扶 助 費	465,105	医療扶助費
483,374			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費
～ (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(項) 6 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 国民健康保険特別会計繰出金	2,943,990	17,549	2,961,539	1,546		
計	2,943,990	17,549	2,961,539	1,546		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 保健衛生総務費	3,627,376	6,309	3,633,685			
12 母子保健事業費	1,160,044	4,489	1,164,533	4,198		
計	10,569,023	10,798	10,579,821	4,198		

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
2 商工振興費	1,296,804	359,890	1,656,694			
計	1,423,370	359,890	1,783,260			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
16,003	27 繰 出 金	17,549	繰出金
16,003			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
6,309	22 償還金、利子及び 割引料	6,309	過年度国庫支出金返還金
291	12 委 託 料	4,489	出産・子育て応援ギフト支給業務 委託料
6,600			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
359,890	12 委 託 料	359,890	ふるさと寄附金関連業務委託料
359,890			

(款) 3 民生費 (項) 6 国民健康保険費
～ (款) 7 商工費 (項) 1 商工費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
4 交通対策費	281,755	2,867	284,622			1
計	2,283,606	2,867	2,286,473			1

(項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
2 公園整備費	1,158,024	38,125	1,196,149		34,300	
計	9,607,731	38,125	9,645,856		34,300	

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 教育指導費	940,318	2,507	942,825			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
2,866	2 給 料	601	会計年度任用職員給料
	3 職 員 手 当 等	113	地域手当 73 通勤手当 40
	4 共 済 費	125	大市共負担金 46 雇用保険料負担金 10 厚生年金保険料負担金 69
	10 需 用 費	26	消耗品費
	18 負担金、補助及び 交付金	2,002	自転車ヘルメット購入補助金 2,000 勤労者福祉共済負担金 2
2,866			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
3,825	12 委 託 料	8,653	公園便所更新工事監理業務委託料
	14 工 事 請 負 費	29,472	公園便所更新工事費
3,825			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
2,507	1 報 酬	2,139	会計年度任用職員報酬

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
計	5,411,577	2,507	5,414,084			

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 小学校管理運営費	2,307,632	500	2,308,132			500
計	2,690,546	500	2,691,046			500

(款) 14 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 農地災害復旧費	—	1,954	1,954	977		977
計	—	1,954	1,954	977		977

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	4 共 済 費	233	大市共負担金 82 厚生年金保険料負担金 126 労働者災害補償保険料負担金 25
	8 旅 費	120	費用弁償
	18 負担金、補助及び 交付金	15	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
2,507			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	10 需 用 費	43	消耗品費
	17 備 品 購 入 費	457	教職員更衣休養室の環境改善に係 る備品購入費

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	14 工 事 請 負 費	1,954	農地災害復旧工事費

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費
～ (款) 14 災害復旧費 (項) 1 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
歳出合計	160,435,742	1,412,070	161,847,812	483,386	34,300	1,478

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
892,906			

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	3,037 (2,483)	2,755,403	10,840,627	9,772,567
補 正 前	3,035 (2,479)	2,753,264	10,840,026	9,772,454
比 較	2(4)	2,139	601	113
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	283,446	1,387,364	236,671
	補 正 前	283,446	1,387,291	236,671
	比 較	0	73	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	415,464	3,090,530	1,952,087
	補 正 前	415,464	3,090,530	1,952,087
	比 較	0	0	0

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

明 細 書

費			備 考	
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)		
23,368,597	4,659,332	28,027,929		
23,365,744	4,658,974	28,024,718		
2,853	358	3,211		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
266,385	109,668	629,967	9,849	124,842
266,345	109,668	629,967	9,849	124,842
40	0	0	0	0
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当	
1,086,563	169,972	3,792	5,967	
1,086,563	169,972	3,792	5,967	
0	0	0	0	

会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	439(2,461)	2,755,403	966,120	933,068
補 正 前	437(2,457)	2,753,264	965,519	932,955
比 較	2(4)	2,139	601	113
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補 正 後	115,961	32,435	700
	補 正 前	115,888	32,395	700
	比 較	73	40	0

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費	費		計		備 考
	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)		
	4,654,591	743,604	5,398,195		
	4,651,738	743,246	5,394,984		
	2,853	358	3,211		
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	退職手当	児童手当	
21,772	217	737,427	21,036	3,520	
21,772	217	737,427	21,036	3,520	
0	0	0	0	0	

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額		増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
		千円		千円
給 料	601		その他の増減分	601
職員手当等	113		その他の増減分	113

説 明	備 考
地域手当	73
通勤手当	40

会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	601	その他の増減分	601
職員手当等	113	その他の増減分	113

説 明	備 考
千円	
地域手当	73
通勤手当	40

令和 5 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度吹田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0, 7 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5, 1 4 1, 6 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,715,149	△2,061	6,713,088
	1 国民健康保険料	6,715,149	△2,061	6,713,088
5 府 支 出 金		24,723,159	15,276	24,738,435
	1 府 補 助 金	24,723,159	15,276	24,738,435
6 繰 入 金		2,943,990	17,549	2,961,539
	1 一般会計繰入金	2,943,990	17,549	2,961,539
歳 入 合 計		35,110,919	30,764	35,141,683

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		604,499	30,764	635,263
	1 総務管理費	399,445	30,764	430,209
歳 出 合 計		35,110,919	30,764	35,141,683

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	6,714,649	△ 2,061	6,712,588
計	6,715,149	△ 2,061	6,713,088

(款) 5 府支出金

(項) 1 府補助金

1 保険給付費等交付金	24,690,859	15,276	24,706,135
計	24,723,159	15,276	24,738,435

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	882,775	15,488	898,263
4 産前産後保険料繰入金	—	2,061	2,061
計	2,943,990	17,549	2,961,539

歳入合計	35,110,919	30,764	35,141,683
------	------------	--------	------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分現年分	△ 2,061	

2 特別交付金	15,276	

1 一般会計繰入金	15,488	
1 産前産後保険料繰入金	2,061	

--	--	--

(款) 1 国民健康保険料 (項) 1 国民健康保険料
～ (款) 6 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

(5)

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	393,510	30,764	424,274	15,276		15,488
計	399,445	30,764	430,209	15,276		15,488

歳出合計	35,110,919	30,764	35,141,683	15,276		15,488
------	------------	--------	------------	--------	--	--------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	12 委 託 料	30,764	国民健康保険システム改修業務委 託料

--	--	--	--

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

(7)

議案第120号

令和5年度吹田市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度吹田市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 3,590,761 千円」を「不足する額 3,558,942 千円」に、「損益勘定留保資金 1,179,948 千円」を「損益勘定留保資金 1,014,377 千円」に、「建設改良積立金 1,325,808 千円」を「建設改良積立金 1,459,560 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,554,400 千円	31,819 千円	2,586,219 千円
第2項 補助金	19,300 千円	31,819 千円	51,119 千円

令和5年11月28日提出

吹田市長 後藤圭二

予算に関する説明書

令和5年度 吹田市水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 資本的収入			2,554,400
	2 補助金		19,300
		1 国庫補助金	19,300

(注) 本表は、前回の予算実施計画と異同あるもののみを記載しました。

(単位 千円)

補正予定額	計	備考
31,819	2,586,219	
31,819	51,119	
31,819	51,119	大阪府生活基盤施設耐震化等補助金 31,819

令和5年度 吹田市水道事業補正予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

借方科目	既決予定額	補正予定額	計
2 流動資産	6,672,630	31,819	6,704,449
(1) 現金・預金	5,713,179	31,819	5,744,998
合 計	57,804,042	31,819	57,835,861

貸方科目	既決予定額	補正予定額	計
5 繰延収益	7,709,268	31,819	7,741,087
(1) 長期前受金	7,709,268	31,819	7,741,087
合 計	57,804,042	31,819	57,835,861

(注)本表は、前回の予定貸借対照表と異同あるもののみを記載しました。

令和5年度 吹田市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,769,031	31,819	△ 4,737,212
国庫補助金等による収入	19,300	31,819	51,119
資金増減額	△ 1,113,477	31,819	△ 1,081,658
資金期末残高	5,713,179	31,819	5,744,998

(注)本表は、前回の予定キャッシュ・フロー計算書と異同あるもののみを記載しました。

